

保険業における競争法の適用除外制度に関する

比較法的研究

－ E U 競争法との比較検討を中心として－

公正取引委員会

競争政策研究センター

保険業における競争法の適用除外制度に関する

比較法的研究

－ E U 競争法との比較検討を中心として－

【執筆者】

多田 英明

東洋大学法学部准教授

(公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員)

鈴木 隆彦

(公正取引委員会経済調査室)

- 1 本共同研究は，多田英明，鈴木隆彦による共同作業によるものである。
- 2 報告書の内容は筆者らが所属する組織の見解を表すものではなく，記述中
あり得べき誤りは筆者たちのみの責任に帰する。

保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究
— E U 競争法との比較検討を中心として —

第 1 章 はじめに・・・3

第 2 章 我が国の保険業における適用除外制度・・・5

第 1 節 保険業における適用除外制度の創設，変遷・・・5

- 1 保険業における適用除外制度の必要性・・・5
- 2 保険業における適用除外制度の創設，保険業法及び料団法の平成 7 年改正前までの変遷・・・6
- 3 保険業法及び料団法平成 7 年改正の背景・・・8
- 4 料団法平成 10 年改正及び新たな料率団体の発足・・・11

第 2 節 保険業における適用除外制度の概要・・・13

- 1 保険業法による適用除外・・・13
- 2 料団法による適用除外・・・18

第 3 章 E U の保険業における競争法の適用免除制度・・・20

第 1 節 保険業への E U 競争法の適用・・・20

第 2 節 E U 競争法の適用免除制度・・・21

- 1 個別適用免除と一括適用免除・・・21
- 2 適用免除制度の変遷・・・22
- 3 保険業における一括適用免除制度・・・23

第 3 節 加盟国競争法の適用免除制度・・・31

- 1 加盟国における競争法の適用・・・31
- 2 加盟国における適用免除制度・・・31

第 4 節 保険業における共同行為の取扱い・・・33

- 1 欧州委員会における共同行為の取扱い・・・33
- 2 加盟国における共同行為の取扱い・・・36

第4章 考察・・・47

- 1 適用除外制度の必要性・・・47
- 2 適用除外制度の変遷・・・48
- 3 適用除外対象とされる共同行為・・・49

第5章 結語・・・52

<資料>

- 1 独占禁止法の保険業における適用除外関連条文（抄）
- 2 E Uの運営に関する条約関連条文（原文）（抄）
- 3 E Uの運営に関する条約関連条文（和訳）（抄）
- 4 E U保険業における一括適用免除規則（原文）（抄）
- 5 E U保険業における一括適用免除規則（和訳）（抄）
- 6 オランダ競争法関連条文（英訳，原文＝オランダ語）（抄）
- 7 オランダ競争法関連条文（和訳）（抄）
- 8 英国競争法関連条文（原文）（抄）
- 9 英国競争法関連条文（和訳）（抄）
- 10 ベルギー競争法関連条文（英訳，原文＝オランダ語／フランス語）（抄）
- 11 ベルギー競争法関連条文（和訳）（抄）

第1章 はじめに

保険業に対する競争法の適用に関しては、その適用を除外する規定が置かれる立法例が見られる。我が国においては、保険業法¹により、保険事業者による所定の共同行為に対して独占禁止法²（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律。以下「独占禁止法」という。）の適用が除外されているほか、損害保険料率算出団体に関する法律³（以下「料団法」という。）により、損害保険料率算出団体（以下「料率団体」という。）が基準料率を算出し、会員損害保険会社の利用に供する行為に対して、独占禁止法の適用が除外されている。また、欧州連合（European Union。以下「E U」という。）においては、E Uの運営に関する条約（以下「E U運営条約」という。）第101条第3項を根拠に、保険事業者による共同行為に対するE Uの競争法（以下「E U競争法」という。）の適用を個別的に免除できるとされている（以下「個別適用免除」という。）ほか、1992年以降は保険業に対する一括適用免除規則⁴により、保険事業者による一定類型の共同行為についてE U競争法の適用が一括して免除されている（以下「一括適用免除」という。）。また、今回調査対象とした加盟国（オランダ、英国及びベルギー）の競争法においても同様に個別適用免除及び一括適用免除が行われており、E U運営条約第101条第3項と同旨の規定により自国内で行われる保険事業者の共同行為について自国競争法を個別適用免除できるほか、E Uの一括適用免除規則を準用する形で、保険事業者による一定類型の共同行為について自国競争法の適用が免除される。

ここで、本稿における用語について一言すると、我が国独占禁止法の保険業への適用については「適用除外（制度）」、E U競争法及びE U加盟国競争法の保険業への適用については「適用免除（制度）」とするが、両者を一括する場合には、本研究が、我が国独占禁止法からみた保険業に対する競争法の適用除外制度についての比較研究であることに鑑み、「適用除外（制度）」とする⁵。

¹ 平成7年6月7日法律第105号。関連条文は、資料編1.参照。

² 昭和22年4月14日法律第54号

³ 昭和23年7月29日法律第193号。関連条文は、資料編1.参照。

⁴ 保険業に対する一括適用免除規則は、理事会規則（Council Regulation (EEC) N° 1534/91 of 31 May 1991 on the application of Article 85 (3) of the Treaty to certain categories of agreements, decisions and concerted practices in the insurance sector [1991] OJ L143/1）による授權により、欧州委員会が制定したものである。

⁵ E U競争法及びE U加盟国競争法における適用除外（制度）について「適用免除（制度）」とするのは、ある協定（共同行為）がそもそもE U運営条約第101条第1項に該当しないものとして適用が「除外」されているというのではなく、当該協定（共同行為）が同条第1項にいう協定等には該当するものの、同条第3項の要件を満たし、同条第1項違反の法的効果が生じないため、同条第1項の適用を免除する（exempt）という同条の構造を踏まえ

本研究は、保険業の中の損害保険業への我が国独占禁止法、E U競争法及びE U加盟国競争法の適用を巡り、その適用を除外する規定の概要及び適用除外とされている共同行為の実態を比較法的観点から検討することを目的とする。本研究の研究手法として、文献調査を主としつつ、文献調査ではうかがい知ることのできないE U及びE U加盟国における適用免除制度及び共同行為の実態等を把握するため、ヒアリング調査を実施した。具体的には、多田英明（公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員）が、2011年2月中旬に欧州委員会競争総局（ブリュッセル）のほか、オランダ（ハーグ）・英国（ロンドン）・ベルギー（ブリュッセル）に所在する各加盟国競争当局、オランダ保険事業者協会（Verbond Van Verzekeraars）（ハーグ）及び弁護士事務所（Norton Rose）（ブリュッセル）に対しヒアリング調査を実施した。調査に応じていただいた方々には、いずれも快くヒアリングを受けていただいたほか、ウェブサイト上では公表されていない資料を頂いた。関係の皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

本報告書の構成は、以下のとおりである。第2章では、保険業における独占禁止法の適用除外制度の概要及び適用除外とされている共同行為の実態を整理した後、第3章では、E U及びE U加盟国の保険業における競争法の適用免除制度の概要並びに適用免除とされている共同行為の実態について整理する。しかる後、第4章では、保険業への競争法の適用について比較法的観点から検討を行い、第5章では、本研究により得られた結論を提示する。

たものである（この点につき、ヴァレンティン・コーラ著（有賀美智子監訳、中村民雄訳『E C競争法概説』（商事法務研究会、1988年）226頁参照）。

第2章 我が国の保険業における適用除外制度

第1節 保険業における適用除外制度の創設，変遷

1 保険業における適用除外制度の必要性

現在，独占禁止法における適用除外制度としては，独占禁止法自体に根拠を有するもの（第21～第23条）と，独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとがある。このほか，かつては独占禁止法の適用除外等に関する法律⁶（以下「適用除外法」という。）に基づく適用除外制度も存在した。独占禁止法の適用除外の多くは，昭和20年代から昭和30年代にかけて，産業の育成・強化，国際競争力強化のための企業経営の安定，合理化等を達成するため，各産業分野において創設されてきたものである⁷。

保険業，取り分け損害保険業について，各種の共同行為について適用除外制度が認められる主な理由としては，次のような事情が主張されてきた。

「①保険料率については，保険事業の性格から，保険料収入と保険金支払いとの均衡が確保される必要があるが，保険契約の原価は契約締結時点においては不明であり，保険金が全て支払われた後に確定するため，保険会社が引受け成績を上げるために損害発生の危険に対する甘い見通しの下で過度に低い料率を設定する誘因があるために，保険会社の資産内容が悪化し，事故発生時に保険金支払い不能の事態が発生し，あるいは，特に大衆物件において保険料率の高騰や引受拒否といった事態が発生して国民生活に不測の損害を及ぼすおそれがある。また，保険料率の算定コストが多額にのぼることから，また，円滑な共同保険を行うためにも料率の共同決定が必要である。

②共同保険・再保険については，保険事業における危険のリスクの平準化の必要性から不可欠である。

③保険約款協定については，損害統計の共同作成のための契約条件の統一，円滑な共同保険，消費者の理解の混乱防止等のために必要である。

④再保険プールについては，

- i 事業の国際性から，国内での保険消化額を確定し，海外再保険市場における信用力・交渉力を確保する必要がある（航空保険，海上保険等）。
- ii 当該保険事業が社会政策的配慮に基づいて営まれており，商業ベースでは，必ずしも成り立たないことから，国家の関与を前提に再保険プ

⁶ 昭和22年11月20日法律138号。

⁷ 公正取引委員会「平成21年度 年次報告」第5章競争環境の整備 第2独占禁止法適用除外 2 適用除外の見直し (<http://www.jftc.go.jp/info/nenpou/h21/index.html>)。

ールによる円滑な引受けを確保する必要がある（自賠責保険，家計地震保険，原子力保険等）」⁸。

2 保険業における適用除外制度の創設，保険業法及び料団法の平成7年改正前までの変遷

（1）保険業法による適用除外

昭和22年の独占禁止法制定により，保険料率その他それまで損害保険業において行われてきた協定は，同法に違反することとなるが，適用除外法1条は，新たな立法措置が講じられるまでの暫定措置として，保険業法11条⁹の命令によって行う保険会社の協定を独占禁止法の適用除外と定めていた。

しかしながら，昭和24年12月9日には，東亜火災海上再保険株式会社（以下「東亜社」という。）が，公正取引委員会の調査を受け，再保険機構の運営実態について回答を求められた¹⁰ことに端を発する東京海上火災保険株式会社ほか16名に対する件¹¹では，全元受保険会社16社及び東亜社が，再保険取引の方法及び条件について協定し，再保険取引の数量及びその相手方の制限並びに対価の決定を行っていたことが独占禁止法第3条並びに第4条第1項第1号，第2号及び第3号に違反しているとして，昭和26年2月20日に排除措置が命じられた。本審決に対し，保険業界からは，海外再保険事情の実績を無視するものであるとの批判が集中し，保険業法と独占禁止法との調整の必要性が強く主張された¹²。

昭和26年12月20日の保険業法改正¹³により，第12条ノ3から第12条ノ7までに独占禁止法の適用除外に関する一連の規定が設けられたが，第12条ノ3第1号は海上保険について独占禁止法の適用除外とする旨を定めるにとどまっていた。昭和28年7月の保険業法改正¹⁴により，上記の海上保険に加え，適用

⁸ 公正取引委員会事務局編『独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向』（大蔵省印刷局，平成3年）136-137頁。

⁹ 保険業法第11条は，次のように規定していた。

「一 保険会社命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ニ関シ統制協定ヲ為シタルトキハ之ヲ主務大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス之ヲ変更又は廃止シタルトキ亦同ジ 二 主務大臣前項ノ統制協定ガ公益ニ反シ又ハ保険事業ノ健全ナル発達ヲ害スト認ムルトキハ其ノ変更又ハ取消シヲ命ズルコトヲ得 三 主務大臣保険事業ノ健全ナル発達ヲ図ル為スベキコトヲ命ジ又ハ同項ノ統制協定ノ加盟会社若ハ非加盟会社ニ対シ其ノ統制協定ノ全部若ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得」。

¹⁰ 損害保険料率算定会『損害保険料率算定会五十年史』（平成11年）「第2編 保険業法・料率算出団体の改正経緯 第1章 昭和26年の保険業法・料率算出団体の改正」134頁。

¹¹ 昭和25年（判）第18号昭和26年2月20日同意審決。

¹² 石田満『保険業法 2011』（文眞堂，平成23年）176頁。

¹³ 昭和26年12月20日法律304号。

¹⁴ 昭和28年7月24日法律第78号。

除外対象として航空保険事業が追加された。さらに、昭和 30 年 7 月の保険業法改正¹⁵により、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）に基づく自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）事業が追加され、昭和 41 年 5 月の保険業法改正¹⁶により、地震保険に関する法律に基づく地震保険に関する事業が追加された。これにより、海上保険事業、航空保険事業、自賠責保険事業及び地震保険事業が保険業法に基づく独占禁止法の適用除外対象とされた¹⁷。

（２）料団法による適用除外及び料率団体の発足

昭和 23 年 7 月 29 日に料団法が制定・施行された。料団法は、公正な保険料率を算出するため設けられる料率団体の業務の運営を適正なものとし、それにより損害保険事業の健全な発達を図り、保険契約者等の利益の保護を目的とする（第 1 条）。

料率団体による料率算出に関する共同行為は、独占禁止法の適用除外とされたが（料団法附則第 30 条）、制定当初の料団法の下、保険料率については、「料率団体の算出する保険料率は、合理的且つ妥当なものでなければならず、又、不当に差別的なものではあってはならず、且つ、会員を拘束するものであってはならない。」（第 9 条）とされていた（いわゆる「アドバイザー・レート」の提示）。また、料率については、保険会社各社が個別に大蔵大臣の認可を受けるものとされており、料率団体は会員のために保険業法その他の法令に基づく大蔵大臣の認可を受けることができないとされていた（第 10 条）。本法に基づく料率団体として、昭和 23 年に損害保険料率算定会が設立された（第 3 条）。

その後、料団法は昭和 26 年 12 月 10 日に改正¹⁸され、料率団体が大蔵大臣の認可を受けた保険料率の使用義務が会員に課せられることとなり（第 10 条の 7）、料率協定制度は拘束力のあるカルテル制度となった。また、利害関係人保護のための異議の申出（第 10 条の 2）・公開の事情聴取制度（第 10 条の 3）、範囲料率の制度、特別保険料率の制度（第 10 条の 8）等も新設された。昭和 39 年に自動車保険料率算定会が設立され、損害保険料率算定会から自賠責保険及び任意の自動車保険の料率算定等の業務を引き継いだ¹⁹。

¹⁵ 昭和 30 年 7 月 29 日法律第 97 号。

¹⁶ 昭和 41 年 5 月 18 日法律第 73 号。

¹⁷ 前掲・石田満 176－177 頁。

¹⁸ 昭和 26 年 12 月 10 日法律第 305 号。

¹⁹ 本項の記述は、東京海上火災保険株式会社編『損害保険実務講座 補巻 保険業法』（1997 年、有斐閣）257-258 頁による。

3 保険業法及び料団法の平成7年改正の背景

(1) 独占禁止法の適用除外制度の見直し

ア 序

適用除外制度については、その弊害として、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題が指摘²⁰され、1990年代初頭以降、適用除外制度の抜本的見直しが開始された。適用除外制度の必要性、妥当性及び改善すべき方向については、公正取引委員会事務局の依頼を受け、政府規制の見直し等について検討を行ってきた「政府規制等と競争政策に関する研究会」(座長 鶴田俊正専修大学教授)により取りまとめられた報告書「独占禁止法適用除外制度の見直し」(平成3年7月)において示されている²¹。

独占禁止法の適用除外制度には、①独占禁止法によるもの、②独占禁止法の適用除外に関する法律によるもの又は③個別法によるものに大別される。以下、見直しの時系列順に従い、個別法による適用除外制度の見直し、独占禁止法及び適用除外法に基づく適用除外制度の見直しの順に、見直しの経緯を概観する。

イ 個別法による適用除外制度の見直し

保険業法を含む個別法による適用除外制度の見直しについては、第3次臨時行政改革推進審議会の「国際化対応、国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」(平成4年6月)の中で、個別法に基づく適用除外制度の見直しについては、平成7年度末までに結論を得ることとし、所管省庁と公正取引委員会は十分協議するとされ、「規制緩和推進計画について」(平成7年3月31日閣議決定)では、個別法に基づく適用除外制度は、平成10年度末までに原則廃止する観点から見直すべく平成7年度末までに具体的結論を得ることとし、その他の適用除外カルテル等制度についても引き続き必要な検討を行うとされた²²。より具体的には、「規制緩和推進計画の改定について」(平成8年3月29日閣議決定)において、個別法による28法律47制度の適用除外制度のうち、33制度について廃止・法整備、4制度について限定・明確化、10制度について引き続き検討等することとされた²³。本閣議決定を受け、廃止・整備対象とされた33制度及び限定・明確化対象とされた4制度について立法措置を講ずることが求められたところ、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の

²⁰ 前掲注7。

²¹ 同報告書の概要については、渡邊静二「独占禁止法適用除外制度の現状及びその見直し」公正取引548号14頁。

²² 「規制緩和推進計画について 4 競争政策の積極的展開(3)」(公正取引委員会ウェブサイト <http://www.jftc.go.jp/info/nenpou/h06/99020000.html>)。

²³ 見直し結果の概要は、前掲・渡邊16頁。

整理等に関する法律」²⁴（一括整理法）が平成 9 年 7 月 20 日に施行された。本法の下，上記 28 法律 47 制度のうち最終的に 20 法律 35 制度について所要の措置が採られた²⁵。

なお，本法により措置されたもの以外の制度のうち，6 法律 6 制度については個別に法改正等の措置が実施され（後述の保険業法平成 7 年改正を含む。），7 法律 8 制度については引き続き検討することとされた（「規制緩和推進計画の再改定について」（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定））²⁶。

ウ 独占禁止法及び適用除外法に基づく適用除外制度の見直し

他方，独占禁止法に基づく適用除外制度及び適用除外法に基づく適用除外制度については，「規制緩和推進計画の再改定について」（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定）において，「適用除外となる行為及び団体の全範囲について，制度自体の廃止を含めて見直し，平成 9 年度末までに具体的結論を得る。この際，適用除外法については，法そのものの廃止を含めて抜本的見直しを行う」とされた。さらに翌年の「規制緩和推進 3 カ年計画」（平成 10 年 3 月 31 日閣議決定）においては，「独占禁止法適用除外カルテル等制度については，適用除外となる行為及び団体の全範囲について見直しを行い，独占禁止法に基づく適用除外制度については不況カルテル制度・合理化カルテル制度等を廃止し，適用除外法に基づく適用除外制度については協同組織の団体に係るものを独占禁止法第 24 条の規定によることとし，その他のものは原則廃止するとともに，適用除外法そのものを廃止することとし，そのための改正法案を平成 11 年度の通常国会に提出する旨の結論を得る」とされた。これを受け，「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」²⁷（適用除外整理法）が平成 11 年 7 月 23 日に施行された。同法の下，①適用除外法そのものの廃止が決定され，②適用除外法に基づく適用除外制度（33 制度）のうち，20 制度については廃止され，料率団体に関する適用除外制度については原則廃止（適用除外の範囲を自動車賠償責任保険及び地震保険の営業保険料率の算出に限る。）等の措置が採られたほか²⁸，③不況カルテル（独占禁止法第 24 条の 3），合理化カルテル（同第 24 条の 4）が削除された。

²⁴ 平成 9 年 6 月 20 日法律第 96 号。

²⁵ 一括整理法の概要及び一括整理法による見直しの結果は，有泉秀「独占禁止法適用除外制度の見直し—いわゆる一括整理法の成立」公正取引 562 号 13-20 頁参照。

²⁶ 渡辺恵理子「独占禁止法適用除外カルテル等制度の見直し」公正取引 571 号 8-9 頁参照。

²⁷ 平成 11 年 6 月 23 日法律第 80 号。

²⁸ 前掲・渡辺 10 頁。

（２）保険業法及び料団法等の見直し

ア 序

保険業法は、昭和 14 年の制定以来、抜本的な改正が行われておらず、また外国保険事業者に関する法律²⁹、保険募集の取締に関する法律³⁰及び料団法についても制定以来、抜本的な改正が行われていなかった。このため、保険関係法規については、行政面で環境変化に即した対応が図られてきたが、変化が大きく弾力的運用のみでは限界が生じ、抜本的な改正が迫られていた。

保険審議会では、昭和 63 年 4 月に第 49 回総会が開かれ「保険事業の在り方および保険関係法規の見直し」について検討することが決定され、同審議会に生命保険・損害保険の双方を対象とする総合部会が設置された³¹。総合部会の検討を受け、平成 4 年 6 月 17 日の保険審議会総会が取りまとめた「新しい保険事業の在り方」は、同日大蔵大臣に答申として提出された。その後、保険審議会は法制的な観点から専門的検討を行うため、法制懇談会を設置し、平成 6 年 5 月 13 日に法制懇談会報告を取りまとめ、同年 6 月 24 日に保険審議会へ「保険業法等の改正について」を報告した。その後、保険業法案と料団法改正法案を含む「保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律³²」案は、平成 7 年 3 月 24 日の閣議決定を経て、同日第 132 国会に提出、同年 5 月 16 日に衆議院本会議で可決、5 月 31 日の参議院本会議に可決、成立した。

なお、改正保険業法と改正料団法の公布は平成 7 年 6 月 7 日、施行は平成 8 年 4 月 1 日である³³。

イ 保険業法の見直し

保険業法の平成 7 年改正は、(1)規制緩和、自由化により競争を促進し、事業の効率化を図ること、(2)保険契約者等の保護の観点から保険事業の健全性を確保すること、(3)公正な事業運営を確保すること及び(4)独占禁止法の適用除外の見直しを眼目とする。概要は、次のとおりである。

(1)の規制緩和・自由化については、①子会社方式による生損保の相互参入、②障害・疾病・介護分野の保険事業への本体での相互参入、③契約者保護に欠けるおそれの少ないものについては商品・料率規制を緩和し届出制とすること、

²⁹ 昭和 24 年 6 月 1 日法律第 184 号。

³⁰ 昭和 23 年 7 月 15 日法律第 171 号。

³¹ 同部会は、(1)保険事業の役割、(2)保険会社の業務範囲の在り方、(3)保険経理の見直し、ディスクローチャーの整備、(4)保険会社形態の在り方、(5)保険募集の在り方及び(6)保険事業の監督の在り方について検討することとした。

³² 平成 7 年 6 月 7 日法律第 106 号。

³³ 本項の記述は、前掲注 10「第 2 編 保険業法・料率算出団体法の改正経緯 第 3 章 平成 8 年の保険業法・料率算出団体法の改正」182-183 頁及び 186-189 頁による。

③保険仲立人の導入及び④生命保険募集人の一社専属制の緩和が行われた。(2)の保険事業の健全制の維持については、①ソルベンシー・マージン基準（保険金の支払余力基準）の導入、②契約者保護のための特別の措置（保険契約者保護基金制度）等の実施及び③保険計理人制度の拡充が行われた。(3)の公正な事業運営の確保については、①相互会社における経営チェック機能の強化、②ディスクロージャーについての規定の準備及び③クローリング・オフ制度の一部導入が行われた。

なお、(4)独占禁止法の適用除外の見直しについては、第2節で整理する³⁴。

ウ 料団法の見直し

保険業法の平成7年改正に併せて、料団法も平成7年に改正された。本改正により、①料率団体の算出した保険料率は認可制から届出制に移行し、②料率団体の会員保険会社は、料率団体の届け出た営業保険料率（純保険料率及び付加保険料率からなる。）を中心とした一定範囲（火災保険、傷害保険及び自動車保険は上下10%、地震保険は0%）内の営業保険料率（範囲料率）について使用義務が課せられることとなり³⁵、③特定料率制度（付加保険料率アドバイザー制度）が導入され、契約者保護上問題の生ずるおそれが少ない保険（火災保険の一般・工場・倉庫物件で保険金額300億円以上のもの）について、料率団体の会員は料率団体が届け出た純保険料率（会員による使用義務あり）と、料率団体の届け出た付加保険料率を参考に各会員が算出したそれぞれの付加保険料率とを合計して算出を行った営業保険料率（特定料率）を使用する等の改正が実施された³⁶。

4 料団法の平成10年改正及び新たな料率団体の発足

(1) 料団法の改正

平成8年11月11日、橋本龍太郎内閣総理大臣より、平成13年までに我が国金融市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場とすることを目指す「金融システム改革」に取り組むように指示が出された。保険審議会は、保険業を巡る環境の変化等を踏まえ、保険業及び保険監督行政における基本的な問題の検討を行うために、審議会の下に基本問題部会を設置した³⁷。保険審議会

³⁴ 本項の記述は、前掲注10・191-193頁による。

³⁵ なお、自賠責保険は、自賠法により範囲料率の適用が除外されており、地震保険と同様0%である。

³⁶ 本項の記述は、前掲注10・194-197頁による。

³⁷ 基本問題部会は、平成9年1月21日に第1回会合を開催し、①料率算定会の改革等、自由化措置、②業態間の参入促進、③持株会社制度の導入、④銀行等による保険販売等及び⑤トレーディング勘定への時価評価の適用の5項目を主要な検討項目に決定した。

は平成 9 年 6 月 13 日、基本問題部会がまとめた報告書「保険業の在り方の見直しについて－金融システム改革の一貫として－」を承認し、大蔵大臣に提出した。同報告を受け、保険業法及び料団法の改正案が平成 10 年 3 月 10 日に閣議決定され、同月 13 日に第 142 国会に提出された。

なお、改正案は「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」³⁸（金融システム改革法案）の一部をなすものであるが、金融システム改革法案は、平成 10 年 5 月 15 日に衆議院本会議にて可決、6 月 5 日に参議院本会議で可決、成立し、6 月 15 日法律第 107 号として公布された³⁹。改正料団法は、平成 10 年 7 月 1 日より施行されている。

（２）新たな料率団体の発足

料率団体については、平成 14 年 7 月 1 日、損害保険料率算定会と自動車保険料率算定会が統合され、損害保険料率算出機構⁴⁰が発足した。料団法第 7 条の 2 第 1 項には、料率団体の業務として「参考純率⁴¹を算出し、会員の利用に供すること（第 1 号）及び「基準料率⁴²を算出し、会員の利用に供すること」（第 2 号）が掲げられている。後者について、料率団体は、自賠責保険と地震保険について基準料率の算出を行うことができるとされ（第 3 条第 5 項）、両保険について基準料率を算出したとき及び届出をした基準料率を変更しようとするときは、所定の書類を添付して当該基準料率を金融庁長官に届け出なければならない（第 9 条の 3 第 1 号）。金融庁長官は、本届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会にその旨を通知しなければならないとされている（第 9 条の 3 第 3 項）。このほか料率団体は、保険料率の算出に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を会員に提供すること、保険料率に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること等を行う（第 7 条の 2 第 2 項）。

なお、料率団体が、自賠責保険と地震保険について基準料率を算出し、会員損害保険会社に提供することが独占禁止法の適用除外対象とされているのは、会員損害保険会社が料率団体の算出した基準料率を自社の保険料率として使用するという届出をすれば、保険業法第 123 条第 1 項の規定による認可を受けた

³⁸ 平成 10 年 6 月 15 日法律第 107 号。本法は、金融システム改革（日本版ビッグバン）を実行するために、証券取引法、銀行法、保険業法、料団法等主として金融関係の法律に関する改正（本則による法律改正数 24、附則による法律改正数 38 の合計 62 法律の改正）を束ねて一括したものである。

³⁹ 本項の記述は、前掲注 10・209-210 頁、216 頁、219-220 頁の記述による。

⁴⁰ 同機構の詳細については、同機構ウェブサイト
(<http://www.nliro.or.jp/about/index.html>) 参照。

⁴¹ 純保険料率に該当。

⁴² 基準料率は、純保険料率及び付加保険料率からなる。

ものとみなされるためである。

第2節 保険業における適用除外制度の概要⁴³

1 保険業法による適用除外

(1) 序

保険業法による適用除外制度については、保険業法の平成7年改正により見直しが行われ、①独占禁止法の適用が全面的に除外される保険業については、航空保険、原子力保険、自賠責保険及び地震保険に限定され、②その他の保険事業については、除外対象を再保険プールに関わる保険契約に係る共同行為に限定する等の縮小整理が行われたほか、③損害保険会社が独占禁止法の適用除外とされた共同行為を行うに際して大蔵大臣（当時）の認可を受けることが求められ、大蔵大臣は当該認可に当たってあらかじめ公正取引委員会の同意を得なければならないこととされた⁴⁴。

(2) 保険業法第101条第1項第1号に基づく適用除外

保険業法第101条第1項第1号により、①航空保険事業、②原子力保険事業、③自賠法⁴⁵による自賠責保険事業及び④地震保険に関する法律⁴⁶に規定する地震保険の固有の業務につき損害保険会社が行う共同行為については、独占禁止法の全面的適用除外対象とされている。

航空保険事業とは、航空機（ロケットを含む。）若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的とする保険又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険、航空機搭乗中の者の障害に関する保険、これらの保険を引き受ける事業をいい、原子力保険とは、原子力施設を保険の目的とする保険又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険、これらの保険を引き受ける事業をいう。また、自賠責保険事業及び地震保険契約に関する事業には政府の再保険がある。

航空保険事業と原子力保険事業に共同行為を認める必要性については、保険契約が巨額で1社で引き受けることは困難であり保険プールの創設が不可欠であるという理由⁴⁷のほか、これらの保険事業は激しい国際競争下にあり、国内

⁴³ 本節の共同行為の実態に関する記述は、公正取引委員会「平成21年度 年次報告」付属資料 3-3 表「保険業法に基づくカルテル」及び3-5 表「損害保険料算出団体に関する法律に基づくカルテル」による。

⁴⁴ 保険業法平成7年改正の概要は、前掲注10・193-194頁による。

⁴⁵ 昭和30年法律第97号。

⁴⁶ 昭和41年法律第73号。

⁴⁷ 前掲・石田179頁、安居孝啓編著『改訂版 最新 保険業法の解説』（大成出版社、平

の事業者の共同行為によって需要者が不利益を被るおそれは小さいという理由が指摘されている⁴⁸。

自賠責保険事業に共同行為を認める必要性については、①被害者救済を重視した強制保険であること（自賠法第5条）、②保険者に引受義務があること（同法第24条第1項）及び③保険料率にはいわゆるノーロス・ノープロフィット・ルール（同法第25条）⁴⁹が課されている公的な性格を有する事業であることを挙げ、保険約款の統一や共同査定等の共同行為による保険会社間のサービスの標準化が合理的であることを指摘する見解⁵⁰、①保険者に引受義務があること、②政府の再保険があること（同法第40条）及び③統一的保険約款・共同査定等の共同行為が必要なことを挙げ、公共的色彩の強い分野であり、独占禁止法の適用除外とすることに十分理由があるとする見解がある⁵¹。

地震保険事業に共同行為を認める必要性については、1件ごとの保険引受額は保険会社にとって巨額でないとしても、1回の地震による保険金支払額は巨額に及ぶ可能性があり、保険会社間でのリスク分散でも対応できないおそれがあるため、地震対策という公共目的から政府の再保険制度が設けられており、その円滑な運営のために保険約款の標準化が必要であること等を挙げる見解⁵²や、自賠責保険事業と同様、政府の再保険があり（地震保険に関する法律第3条）、共同査定等の共同行為が必要なことを挙げ、公共的色彩の強い分野であり、独占禁止法の適用除外とすることに十分理由があるとする見解がある⁵³。

ア 航空保険

対象となる保険契約は、会員会社が元受をした航空保険契約であり、日本航空保険プールの下、①再保険における料率その他の条件の決定、②再保険の出再割合の決定、③再保険手数料率の決定、④配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、⑤再々保険の禁止、⑥海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、⑦損害査定及び⑧上記再保険に係る共同事務処理に関する共同行為が実施されている。平成9年6月20日に期限の定めなく発効した。

成22年）321頁。

⁴⁸ 前掲注8・146頁。

⁴⁹ 料団法第25条において「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない。」と定められており、利潤や不足が生じないように算出されていることをいう。損害保険料率算出機構ウェブサイト「基準料率の算出」（<http://www.nliro.or.jp/service/ryoritsu/jibaiseki/sansyutu.html>）

⁵⁰ 前掲・安居321頁。

⁵¹ 前掲・石田179頁。

⁵² 前掲・安居322頁。

⁵³ 前掲・石田179頁。

イ 原子力保険

対象となる保険契約は、原子力保険元受及び再保険契約であり、日本原子力保険プールの下、①保険約款の内容の決定、②保険料率及びその他の条件の決定、③元受保険及び受再保険の引受割合の決定、④元受保険の共同処理（募集を含む。）、⑤再保険の共同処理及び⑥損害査定の審査及び決定に関する共同行為が実施されている。平成9年6月20日に期限の定めなく発効した。

ウ 自賠償保険

対象となる保険契約は、自賠法に基づく自賠償保険であり、強制保険である。自賠法は、自動車事故による人身損害に関する損害賠償を保障する制度を確立して被害者の保護を図り、併せて自動車運送の健全な発達に資することを目的として制定されたものである⁵⁴。具体的な共同行為の態様は、①契約の引受及び契約規定の作成方法、②募集方法、③事業方法書、④普通保険契約、⑤保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、⑥再保険取引に関する相手方又は数量の決定及び⑦損害査定の方法の決定であり、平成9年4月30日に期限の定めなく発効した。

エ 地震保険

対象となる保険契約は、地震保険に関する法律に基づく地震保険である。具体的な共同行為の態様は、①契約引受方法の決定、②事業方法書、③普通保険契約、④保険料及び責任準備金算出方法書の内容決定、⑤損害査定方法の決定、⑥再保険取引に関する自己の決定及び⑦地震保険の普及拡大に関する事項の決定であり、平成9年6月20日に期限の定めなく発効した。

（３）保険業法第101条第1項第2号に基づく適用除外

保険業法第101条第1項第2号により、同項第1号以外の保険事業についても、危険の分散又は平準化のために、あらかじめ外国損害保険会社等を含む他の損害保険会社との間で共同して再保険をすることを定めておかなければ保険契約者や被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、再保険契約又は再保険契約に係る保険契約について、外国損害保険会社等を含む損害保険会社間での共同行為が認められる。しかしながら、本号に基づく適用除外は、前号に基づく適用除外とは異なり、共同行為の対象が、①保険契約の内容（保険料率に係るものを除く。）の決定、②損害査定の方法の決定、③再保険の取引に関する相手方又は数量の決定及び④再保険料率及び再保険に関す

⁵⁴ 損害保険料率算出機構ウェブサイト「保険用語集」
(<http://www.nliro.or.jp/mame/words03/index.html>)。

る手数料の決定の全部又は一部に限定される。

保険契約の約款の内容の決定について、保険料を統一することは価格カルテルになるため、保険料に係るものについては除外されている⁵⁵。

ア 船舶保険

本保険事業の主体として設立された日本船舶保険再保険プールの下、共同行為として、①再保険約款の決定、②再保険に関する損害査定の方法の決定、③再保険の取引に関する相手方又は数量の決定及び④再保険料率及び手数料の決定が行われている。平成 10 年 4 月 1 日に期限の定めなく発効した。

イ 外航貨物保険

本保険事業の主体として設立された外航貨物保険再保険プールの下、共同行為として、①再保険約款及び再保険料率の決定、②再保険の出再割合の決定、③再保険手数料率の決定、④配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、⑤再々保険の禁止及び⑥再保険に係る損害査定が行われている。平成 10 年 4 月 1 日に期限の定めなく発効した。

ウ 自動車保険（対人賠償保険部分）

対人賠償保険とは、自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険をいい⁵⁶、任意保険である。本保険事業の主体として設立された自動車対人賠償保険プールの下、共同行為として、①再保険約款の決定、②再保険に関する損害査定の方法の決定、③再保険の取引に関する相手方又は数量の決定及び④再保険料率及び手数料の決定が行われている。平成 10 年 4 月 1 日に期限の定めなく発効した。

エ 自動車保険（対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分）

自損事故保険とは、自動車が電柱に衝突、崖から転落等自損事故によって死傷した場合に支払われる保険をいい、また、無保険車傷害保険とは、対人賠償責任保険を付けていない等賠償資力が十分でない自動車との事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支払われる保険をいう⁵⁷。いずれも任意保険である。本保険事業の主体として設立された自動車対人賠償保険超過損害額再保険プールの下、具体的な共同行為として、①再保険約款の決定、②再保険に関する損害算定方法の決定、③再保険の取引に関する相手方又は数量の決定及び④再保険料率及び手数料の決定が行われている。平成 10 年 4 月 1 日に期限の定めなく発効した。

⁵⁵ 前掲・安居 322-323 頁。

⁵⁶ 損害保険料率算出機構ウェブサイト「保険料率の提供種目」
(<http://www.nliro.or.jp/service/ryoritsu/syumoku.html>)による。

⁵⁷ 同上。

オ 住宅瑕疵担保責任保険

本保険事業の主体として設立された住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プールの下、①再保険約款の決定、②再保険に関する損害算定方法の決定、③再保険の取引に関する相手方又は数量の決定及び④再保険料率の決定が行われている。平成 21 年 4 月 1 日に平成 32 年 3 月 31 日を期限に発効した。

（４）適用除外の例外

上記保険業法第 101 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく共同行為については、①不公正な取引方法を用いるとき、②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者若しくは被保険者の利益を不当に害することとなるとき又は③公正取引委員会による処分の請求の公示があった後 1 月を経過したときは、独占禁止法の適用除外は認められない（保険業法第 101 条第 1 項但書）。

①の「不公正な取引方法」とは、独占禁止法第 2 条第 9 項各号のいずれかに該当する行為をいい、具体的には共同行為に際して一部の保険会社を差別的に取り扱う場合等がこれに該当する。②は、独占禁止法の私的独占（第 2 条第 5 項）、不当な取引制限（同条第 6 項）に該当する場合であり、例えば、再保険料に関する手数料を不当に著しく引き上げること等によって元受保険契約の保険料を吊り上げる場合が考えられる。③は、公正取引委員会が、内閣総理大臣（金融庁長官⁵⁸）に認可を受けた共同行為が当該認可の要件（保険業法第 102 条第 2 項）に適合しなくなつたと認めて、金融庁長官に変更命令又は認可の取消し（第 103 条）を請求し、これを官報に公示した場合（第 105 条第 4 項）には、当該請求に応じて金融庁長官が変更命令等を行わない限り、当該公示から 1 か月後には独占禁止法の適用を受けることを意味する。ただし、当該請求が共同行為の内容の一部のみに係るものである場合には、その部分以外については、引き続き独占禁止法の適用除外が認められる⁵⁹。

（５）共同行為の認可手続

共同行為の認可手続は、以下の手順を踏んで行われる。まず、損害保険会社は、共同行為を行い、又はその内容を変更しようとする時には、金融庁長官へ申請する（保険業法第 102 条第 1 項）。認可申請を受けた金融庁長官は、当該申

⁵⁸ 保険業法第 103 条第 1 項は、「内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する」と規定しているところ、以下では保険業法の関連条文中の「内閣総理大臣」を「金融庁長官」と置き換えて引用することとする。

⁵⁹ 本段落の記述は、前掲・安居 323 頁による。

請について審査を行い、当該行為が①保険契約者又は被保険者の利益を不当に害さないこと、②不当に差別的でないこと、③加入及び脱退を不当に制限しないこと及び④危険の分散又は平準化その他共同行為を行う目的に照らして必要最小限度であることの各要件に適合すると認める場合にのみ認可する（第 101 条第 2 項）。

なお、金融庁長官には、認可に際してあらかじめ公正取引委員会の同意を得ることが求められており（第 105 条第 1 項）、金融庁長官は、公正取引委員会の同意を得て当該申請を認可する。

認可の取消しについては、3 通りが想定される。まず、金融庁長官は、第 101 条第 1 項の認可に係る共同行為の内容が同条第 2 項各号に適合しなくなったと認めるときは、損害保険会社に対し当該共同行為の内容を変更すべきことを命ずるか、当該認可を取り消さなければならない（第 103 条）。また、かかる処分をした旨を遅滞なく公正取引委員会に通知しなければならない（第 105 条第 2 項）。公正取引委員会は、認可を受けた共同行為の内容が第 102 条第 2 項各号に適合しなくなったと認めるときは、金融庁長官に対し当該認可を取り消すことを請求することができ（第 105 条第 3 項）、その旨を官報に公示しなければならない（同条第 4 項）。このほか、損害保険会社が共同行為を廃止したときは、遅滞なくその旨を金融庁長官に届け出なければならず（第 104 条）、金融庁長官は遅滞なくその旨を公正取引委員会に通知しなければならない（第 105 条第 2 項）。

なお、平成 7 年改正前の保険業法では、共同行為について認可を受ける必要はなく、大蔵大臣が命令によって定めた共同行為について届出が義務付けられているのみであった。また、公正取引委員会の関与も、大蔵大臣が届出義務の対象となる共同行為を定める命令を制定する際に公正取引委員会と協議することが定められているのみであった（平成 7 年改正前保険業法旧第 12 条の 6）⁶⁰。

2 料団法による適用除外

料団法に基づくカルテルとして、自賠責保険及び地震保険を対象に、料率団体（損害保険料率算出機構）が、それぞれ自賠責保険に係る基準料率及び地震保険に係る基準料率を算出し、会員損害保険会社の利用に供する行為が適用除外とされている。料団法に基づくカルテルは、平成 10 年 7 月 1 日に期限の定めなく発効した。

改正前の料団法では、火災保険、傷害保険、自動車保険、自賠責保険及び地

⁶⁰ 平成 7 年改正前の保険業法の記述は、鴻常夫『保険業法コンメンタール』（平成 13 年、第一法規出版）194-197 頁による。

震保険の営業保険料率について、料率団体が算出し、会員損害保険会社に提供する行為が適用除外とされていたが、平成 10 年の改正料団法の下、料率団体の算出する料率は、参考純率（料率団体がその会員による保険料率の算出の基礎とし得るものとして算出する純保険料率で、火災保険、傷害保険、自動車保険、医療費用保険及び介護費用保険を対象とする。）と基準料率（料率団体がその会員による使用につき保険業法の規定による認可等があったものとみなされるものとして算出する保険料率で、地震保険及び自賠責保険が対象）の 2 種類が規定された。

料率算出制度の変更に伴い、料率団体が独占禁止法適用除外法の適用対象から削除されたことにより、料率団体の料率算出行為等は独占禁止法の適用を受けることとなったが、料率団体が、自賠責保険と地震保険の基準料率を算出し、会員損害保険会社に提供することに対しては、独占禁止法第 8 条第 1 号及び第 4 号の規定が適用されない（料団法第 7 条の 3）との適用除外規定が設けられた。会員損害保険会社が料率団体の算出した基準料率を自社の保険料率として使用するという届出をすれば、保険業法第 123 条第 1 項の規定による認可を受けたものとみなされる（料団法第 10 条の 4 第 3 項）。

ただし、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者又は被保険者の利益を不当に害することとなるときはこの限りではない（料団法第 7 条の 3 但書）。また、料率団体の算出する基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、不当に差別的なものであってはならない（同法第 8 条）。

一方、火災保険、傷害保険及び自動車保険については、料率団体が会員損害保険会社の保険料率の算出の参考のために純保険料率（参考純率）のみを算出し、会員損害保険会社にはその使用義務が課せられないこととなることから、これらの保険に係る適用除外制度は廃止された。

第3章 EUの保険業における競争法の適用免除制度

第1節 保険業へのEU競争法の適用

EU競争法は、適用を制限する旨が明文で規定されている原子力エネルギー、軍需品及び農業の分野を除いて適用される⁶¹。しかしながら、EU競争法が施行された当初は、保険や銀行等の金融サービス分野についても、EU競争法が適用されるか否かについて議論が見られた。すなわち、同分野にEU競争法が適用されないという見解は、EU運営条約第103条の下、理事会には同条約第101・第102条が適用される事業分野を決定するほか、両条の原則に効果を与える規則・指令を採択する権限が与えられているところ、同分野にEU競争法が適用されるという理事会規則がない限り、競争法の適用対象とはならないとの見解である。

この見解は、欧州委員会が「第二次競争政策報告書(Second Report on Competition Policy)」(1973年)において、「保険事業者は、他の事業者と同様に競争規則を遵守しなければならない」と述べ否定されるに至った⁶²。しかしながら、その後も保険業に対する欧州委員会の対応は、1984年にNuovo CEGAM事件決定(1984年3月30日)⁶³及びFire Insurance事件決定(1984年12月5日)⁶⁴を採択するまで限定的であった⁶⁵。

Nuovo CEGAM事件においては、イタリアの保険協会Nuovo CEGAM Consortiumから申請のあった、会員が営業保険料を決定する際の基礎とする共通のリスク統計に基づく保険料率を設定する協定について、ネガティブ・クリアランス⁶⁶(非該当証明)が与えられた。本件はEU競争法が保険業に適用された初の欧州委員会決定である。

また、Fire Insurance事件においては、欧州委員会は、保険料率を安定させ、かつ、引き上げるための西ドイツ(当時)の財産保険事業者協会(Verband der Sachversiche. 以下「VdS」という。)による10-30%の保険料引上げ勧告についてEU運営条約第101条第1項違反を認定し、当該勧告は損害保険事業者間の適切な協力範囲を超えているとして、同条約第101条第3項による個別適用

⁶¹ Richard Whish, *Competition Law* 6th edn. (Oxford University Press, 2009) pp. 956-961.

⁶² Robert Merkin & Angus Rodger, *EC Insurance Law*, (Longman, 1996) p.167.

⁶³ IV/30.804 - Nuovo CEGAM, OJ [1984] L99/29.

⁶⁴ IV/30.307 - Fire insurance, OJ [1985] L35/20.

⁶⁵ Pete Roth QC & Vivien Rose, Bllamy & Child European Community Law of Competition 6th edn. (Oxford University Press, 2008) p.1159.

⁶⁶ EU競争法の旧施行規則(1962年理事会規則第17号)は、欧州委員会が事業者・事業者団体の申請を受けて、協定等についてEU運営条約第101条・102条による法的措置を採る根拠のないことを証明する制度(ネガティブ・クリアランス=非該当証明)を規定していた(同規則第2条)。なお、本制度は、新施行規則の下では廃止されている。

免除を付与しなかった。これに対し、VdS は欧州委員会決定の取消訴訟を欧州司法裁判所に提起し、理事会が保険業にも E U 競争法が適用されることを定める特別な規則を採択していない以上、保険業に対する同条約第 101 条第 1 項の適用には、制限ないし留保 (restrictions or reservations) が付されるべきであること等を主張した。これに対し、同裁判所は判決⁶⁷ (1988 年) の中で、VdS の訴えを退け、E U 競争法は保険業に対して無制限に適用されるとした上で (同判決第 14 段落)、欧州委員会が同条約 101 条第 3 項の下、適用免除を付与する際には、事業分野に特有の性格 (special characteristics) を考慮することを認めた (同第 15 段落)。

なお、E U 競争法の適用される保険業は、生命保険業及び損害保険業を含む保険業全般であるが、E U レベルでの調和された契約法が存在しないところ、具体的な保険契約の定義は加盟国により異なるのが実態である。これまでのところ、E U の保険関連指令においては、保険契約の定義について合意をみるに至っておらず、また加盟国競争当局の協力枠組みである「欧州競争ネットワーク (European Competition Network)」においても、保険契約の定義の共通化については議論されていない⁶⁸。

第 2 節 E U 競争法の適用免除制度

1 個別適用免除と一括適用免除

E U 運営条約第 101 条第 3 項は、事業者の協定、事業者団体の決定又は協調行為 (以下「協定等」という。) について、所定の要件を満たす場合には、同条第 1 項の適用を免除する旨規定している。適用免除制度については、個々の協定等が同条約第 101 条第 3 項に規定される要件を満たすか否かをケース・バイ・ケースで検討する個別適用免除 (individual exemptions) と、欧州委員会が制定する一括適用免除規則 (block exemption regulations) において一定の類型化された行為について、個別の事案についての審査を経ることなく適用免除する一括適用免除 (block exemptions) が存在する。

適用免除の要件は、同条約第 101 条第 3 項に掲げられている 4 要件、すなわち当該競争制限的な協定等が、①商品の生産・流通の向上又は技術的・経済的進歩への貢献すること、②消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配が行われること、③不可欠であること及び④当該商品の実質的部分について

⁶⁷ Case 45/85, *Verband der Sachversicherer v. Commission* [1988] ECR 405.

⁶⁸ 本段落の記述は、欧州委員会競争総局への書面ヒアリング調査による (2011 年 5 月 20 日回答)。

の競争を排除しないことである。

①については、競争制限的協定等が、その参加者により主張される成果（製造・流通コストの低減、商品の品質の向上、商品流通の向上等）を具体的にもたらすものであることを要する。②については、消費者とは当該商品の取引の相手方を含む直接間接の全需要者をいい、当該協定等から生じる利益は消費者へ波及するものであることを要する。③については、当該利益をもたらす上で競争制限が必要以上に大きな場合には同項は適用されず、不可欠ではない制限があってはならない。④については、協定の対象となる商品について、市場における競争秩序が市場の主要な部分において維持されることを要する⁶⁹。

なお、①～④の要件は個別適用免除に限らず、一括適用免除規則制定の前提となるものであり、一定の行為類型のうち、①～④を満たすものが一括適用免除規則により同条約第 101 条第 1 項の適用が免除されている。一括適用免除規則所定の要件を満たさない協定等については、直ちに同条約第 101 条第 1 項が適用されるわけではなく、同条約第 101 条第 3 項に規定される要件を満たす場合には個別適用免除の対象となる可能性がある。

2 適用免除制度の変遷

E U 競争法の施行当初の適用免除は、個別適用免除に限られ、理事会規則 1962 年第 17 号⁷⁰（以下「旧施行規則」という。）の下、E U 運営条約第 101 条第 3 項の適用権限は、欧州委員会の専管事項（旧施行規則第 9 条第 1 項）とされており、自己の協定等について適用免除を受けることを希望する事業者は、欧州委員会へ当該協定を事前に届け出ることが求められていた（旧施行規則第 4 条）。旧施行規則の下、個別適用免除は、加盟国数も限られており、また国境を越えた経済活動も現在ほどは活発化していなかった初期の時期においては機能していた。しかしながら、数次の E U 拡大に伴う加盟国数の増加により、欧州委員会への届出件数が次第に増加するにつれ未済案件が増加したため、欧州委員会としても届出のあった協定のうち、実態を判断する必要のある事案の判断に集中することが必要となっていた。

その後、2004 年 5 月 1 日の中東欧諸国を中心とした第 5 次 E U 拡大により、加盟国が従来の 15 か国から 25 か国に増加し、欧州委員会へ届け出られる事例

⁶⁹ 正田彬『E C 独占禁止法』（三省堂、1996 年）100-107 頁。

⁷⁰ Regulation No 17: First Regulation implementing Articles 85 and 86 of the Treaty, OJ 13, p. 204. 本規則は、E E C 条約（欧州共同体を設立する条約）87 条の規定に基づき、理事会が制定した同条約 85 条・86 条（現 E U 運営条約 101 条・102 条）の施行規則である。

の増加も見込まれた。かかる状況に対応すべく、2004年5月1日に理事会規則2003年第1号（以下「現行施行規則」⁷¹とする。）が施行された。現行施行規則の下、欧州委員会への個別免除申請に係る事前届出制度が廃止され、事業者・事業者自身が自己の協定等について、上記4要件への適合性を判断することが求められることとなった⁷²。

なお、個別適用免除に係る事前届出制度が廃止されることに伴い、法的不確実性が増すことが懸念されることから、欧州委員会は、法適用に関する新規の又は真に指導を必要とする事案につき事業者からの要請に基づいて、必要に応じて指導レター（guidance letter）を発出・公表することとした。また、同様の制度を有する加盟国もある（例：オランダの「非公式なガイダンス（informal guidance）」（本報告書32頁参照））。

また、旧施行規則の下では同条約第101条第3項の適用権限は欧州委員会の専管事項（旧施行規則第9条第1項）とされていたが、現行施行規則の下では、加盟国競争当局及び加盟国裁判所も同項を適用することができることとなった（現行施行規則第5条及び第6条）。旧施行規則の下では、欧州委員会の専管事項とされていた同条約第101条第3項の適用については、上述の第5次EU拡大による加盟国増大により、EU競争法に違反する事例の増加が見込まれるところ、欧州委員会が全ての事案を処理するのが困難であると見込まれたことから、欧州委員会は重要な案件の処理に傾注するため、旧施行規則下における中央集権的な執行体制から、加盟国競争当局及び加盟国裁判所もより実質的な形でEU競争法の執行に関与する分権化を進めることとした。

3 保険業における一括適用免除制度

（1）一括適用免除規則制定の経緯及び変遷

欧州委員会が1992年に保険業に対する最初の一括適用免除規則（以下「第一次適用免除規則」という。）を制定するまで、保険業への適用免除は、事業者・事業者団体による個別の申請に基づいて適用免除が付与されていたが、先述のFire Insurance事件欧州司法裁判所判決により、EU競争法は保険業に対して無制限に適用されることが確認されたことを受け、欧州委員会には保険事業者・保険事業者団体から300件を超える数の協定と勧告に関する適用免除（個

⁷¹ Council Regulation (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty [2003] OJ L1/1.

⁷² なお、現行施行規則の下でも、EU運営条約第101条第3項にある要件への適合性を最終的に判断するのは、欧州委員会及び加盟国競争当局・裁判所である（詳細は、第4章3、(1)参照）。

別適用免除)の申請がなされる事態となった。欧州委員会は種々の届出に接する中で、類似の事例が数多く集積されるようになり、確実性を持って判断できる事例が増えていった。欧州委員会が、個別の案件を審査・判断する中で蓄積していった保険業への競争法の適用に関する知見は、保険業における一括適用免除規則を制定する際にいかされることとなった⁷³。

すなわち、欧州委員会は、1991年に一括適用免除規則の制定を授権する理事会規則⁷⁴が発効したことを受け、①共同収集した統計又は事故件数に基づく共通危険保険料の作成(以下「共同計算等」という。)、②標準保険約款の作成、③特定種類の危険に関する共同引受(以下「保険プール」という。)、④損害の処理、⑤安全装置の検査及び承認及び⑥適切な機密保護に従って処理されることを条件に行われる悪績リスク(aggravated risks)の登録及び情報交換に関する協定の六つの行為類型について、一括適用免除規則を制定することが認められた⁷⁵。これを受けた欧州委員会は、個別適用免除の申請に基づいて十分な事件処理の経験から判断基準を蓄積してきた①、②、③及び⑤の四つの行為類型のみを対象に第一次適用免除規則を制定した。

その後、第一次適用免除規則が2003年3月31日に失効するとされていたことを受けて、2003年2月27日に新たな一括適用免除規則(以下「第二次適用免除規則」という。)が制定されたが、第二次適用免除規則では、第一次適用免除規則と同じ四つの行為類型が適用免除対象とされた。さらに、第二次適用免除規則は2010年3月31日で失効する旨規定されていたところ、2010年3月24日に第三次適用免除規則(以下「現行適用免除規則」という。)が制定された。

現行適用免除規則では、適用免除の対象から、上記②標準保険約款と⑤安全装置の検査及び承認を外し、適用免除の対象を①共同計算等と③保険プールのみに縮減することとした。その背景には、現行施行規則の下では、個別適用免除の届出制度及びネガティブ・クリアランスが廃止されており、事業者・事業者団体自身が自己の協定等がE U競争法に合致するかを判断することが求められているところ、保険業についても他の事業分野と同様の対応が求められること、また、欧州委員会は2000年前後より特定の事業分野のみを対象とする一括

⁷³ Anthony Fitzsimmons, Insurance Competition Law, A Handbook to the Competition Law of the European Union and the European Economic Area (Graham&Trotman/Martinus Nijhoff, 1994) pp. 68-69.

⁷⁴ Council Regulation (EEC) No 1534/91 of 31 May 1991 on the application of Article 85 (3) of the Treaty to certain categories of agreements, decisions and concerted practices in the insurance sector [1991] OJ L143/1.

⁷⁵ ①～⑥の用語については、「保険関連E C法の新たな展開 保険監督法制海外調査報告書 欧州共同体(E C)編 追補版」(1995年、日本損害保険協会)55頁を参考にした。

適用免除規則を整理して一般的に適用される規則（例：垂直的協定に関する一括適用免除規則⁷⁶⁾）を制定してきており、事業分野ごとの一括適用免除規則は廃止又は廃止しないまでも、適用免除対象を縮減することを行っていた。

適用免除対象から外れた②標準保険約款と⑤安全装置の検査及び承認に関して、欧州委員会は、現行適用免除規則の制定に併せて公表した説明文書⁷⁷⁾の中で、当時改訂作業を行っていた「水平的協力協定ガイドライン」⁷⁸⁾に具体例として盛り込むとの意向を示していた。②標準保険約款と⑤安全装置の検査及び承認が同ガイドラインに取り込まれることとなったのは、現行施行規則の下では個別適用免除の届出制度がなく、事業者自身での競争上の評価が求められるところ、現行適用免除規則で一括適用免除の対象外とされた両者について事業者による評価の一助とするためである⁷⁹⁾。同ガイドラインは、2011年1月14日に制定され、安全装置の規格と標準保険約款については、それぞれ「保険業における規格(standards in the insurance sector)」(328段)、「複数企業の商品の比較を容易にする標準約款(standard terms of facilitating the comparison of different companies' products)」(335段)として、具体的な状況に対する欧州委員会の競争上の評価が示されている。具体的には、保険業における規格及び複数企業の商品の比較を容易にする標準約款について、以下のように述べられている。

＜保険業における規格＞

（状況）保険会社のグループが、特定の防犯装置の設置に関する拘束力のない規格（すなわち、損失を防止・減少させる部品と装置及びこれらの部品・装置から構成されるシステム）について合意することとなった。保険会社の設定する拘束力のない規格は、(a)特定の必要に対応し、リスクを管理しリスクに見合った保険料を保険者に提供するために合意

⁷⁶⁾ Council Regulation (EC) No 1215/1999 of 10 June 1999 amending Regulation No 19/65/EEC on the application of Article 81(3) of the Treaty to certain categories of agreements and concerted practices [1999] OJ L148/1.

⁷⁷⁾ Explanatory Communication from the Commission on the application of Article 101(3) of the Treaty to certain categories of agreements, decisions and concerted practices in the insurance sector [2010] OJ C82/2, at paras 24 and 26.

⁷⁸⁾ Communication from the Commission - Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements [2011] OJ C11/1.

⁷⁹⁾ 本ガイドラインは、適用免除対象となる行為の外延を明示するものではなく、また告示(communication)の法形式をとるところ、規則(regulation)の法形式をとる現行適用免除規則とは異なり、法的拘束力を欠くものであるが、欧州委員会競争総局によると、欧州委員会はコミュニケーションに示した見解に事実上拘束され、コミュニケーションの見解に反する措置を採った場合には、事業者側から当該措置の妥当性を問われる（欧州委員会決定の取消訴訟を一般裁判所へ提起）可能性があり、その場合欧州委員会が敗訴するとのことであった。（ヒアリング調査(2011年2月22日実施)による。）。

されたものであり、(b)防犯装置の設置者（又はその代表者）とその内容について議論され、設置者の意見は規格を最終化するに先立ち検討され、(c)関連する保険事業者団体のウェブサイトの専用コーナーに公表され、設置者その他の関係者が容易にアクセスすることができるようになっている。

（分析）これらの規格を設定する過程は透明であり、関係者の参加が可能となっている。取り分け、その結果については、アクセスを望む全ての者に対し合理的、かつ、非差別的な方法で容易にアクセスすることができるようになっている。本件規格が川下市場に否定的な影響を与えない限り（例えば、設置者の立場から非常に特殊で正当化されない要件により特定の設置者を排除する。）、競争に制限的效果を与えることはないであろう。万が一、これらの規格が競争に対して制限的な影響を与えてとしても、EU運営条約第 101 条第 3 項に定められる諸要件を満たすように思われる。規格は、設置者がこのようなシステムを設置することにより、保険会社がどの程度関連リスクを減少させ、損害を防止するかを分析する一助となるため、リスクを管理し、リスクに見合った保険料を提供することが可能となる。川下市場に関して補足説明すると、個々の保険会社が別個に試験をするのではなく、全ての保険会社を対象とする一連の規格に従うことで、規格は設置者にとってより効果的なものとなる余地がある。規格はまた顧客による保険会社の乗り換えを容易にする。加えて、規格は独自に試験を行う能力のない小規模保険事業者にとっても利益をもたらす可能性がある。EU運営条約第 101 条第 3 項のその他の要件に関して、非拘束的な規格は対象となる効率性を達成するために必要なものを越えることはないように思われ、また、本件規格の導入に伴い生じた利益は消費者へ分配され（消費者にとって直接的な利益となるものもあろう。）、本件規格による設置者の事業活動の制限は競争の排除となることはないであろう。

<複数企業の商品の比較を容易にする標準約款>

（状況）保険部門の国内事業者団体が、家庭用保険契約の拘束力のない標準約款を配布している。約款には、保険料の水準、補償額及び保険契約者の支払う超過額(excesses payable by the insured)は示されていない。約款は、相当数の保険契約者が同時にさらされることのないリス

クを含む包括的な補償を強制するものではなく、保険契約者に対して異なるリスクごとに同一の保険会社から補償を得ることを求めるものでもない。大多数の保険会社が標準約款を使用する一方、顧客それぞれの個別的なニーズに適応するために全ての契約が同一の条件を含むわけではなく、消費者に提供される保険商品について事実上の標準化は行われていない。標準保険約款により、消費者と消費者団体が様々な保険会社により提供される保険証券を比較することが可能となっている。消費者団体は、標準保険約款の作成過程に関与している。標準保険約款は、新規参入者も無差別的に利用できる。

（分析）これらの標準保険約款は、最終保険商品の構成に関係する。市場条件その他の要素により、保険会社が標準保険約款を使用することで商品の多様性を制限する危険性が示されても、消費者が保険会社の提供する条件を比較することを容易にすることのほうがこのような制限の可能性を上回るかもしれない。このような比較により、保険会社間の乗り換えが容易になり、むしろ競争が進展する結果となる。さらに、保険提供者の乗り換えと競争者による市場参入は、消費者に対する利益となる。消費者団体が標準約款作成過程に関与することで、消費者の利益となる効率性が高まる可能性がある。標準保険約款はまた、取引費用を削減し、多様な地理的市場及び製品市場への保険事業者の新規参入を容易にする可能性がある。さらに、標準保険約款による制限は、認められる効率性を達成するために必要なものを超えず、競争も排除されることはないように思われる。したがって、EU運営条約第101条第3項の要件は満たされることとなる。

（２）現行適用免除規則の概要⁸⁰

現行適用免除規則では、①平均費用・確率表の共同編集及び共同研究（第2条）並びに②保険プール（第5条）が適用免除対象とされているところ、概要は以下のとおりである。

ア 平均費用・確率表の共同編集及び共同研究

平均費用・確率表の共同編集及び共同研究の具体的な適用免除対象は、

① 平均費用の共同編集

⁸⁰ 本項目における訳語の一部については、損害保険事業総合研究所研究部『欧米諸国における業務標準化等のための共同取組・制度とその法的位置づけについて』（2010年、損害保険事業総合研究所）13－16頁を参考にした。

過去の特定のリスクを補償する平均費用の編集のために必要な情報の共同編集（第2条(a)号(i)）

② 確率表の共同編集

生命表及び疾病、事故、傷病の頻度を示す表に必要な情報の共同編集（同(ii)）

③ 共同研究

将来的な保険金請求の頻度又は規模に対する影響に関する研究の共同実施及び研究結果の配布（同条(b)号）

の3点であり、以下の要件を満たすものが適用免除対象とされている。

なお、平均費用の共同編集は、我が国の制度では、料団法第7条の2第1項第1号「参考純率を算出し、会員の利用に供すること」に相当する。同号には、参考純率の算出に必要な標準的な引受条件の作成、統計の収集及び提供が含まれる⁸¹。また、共同研究は、料団法第7条の2第2項第1号に料率団体の業務として掲げられている「保険料率の算出に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を会員に提供すること」に相当する。

＜平均費用の共同編集と確率表の共同編集に共通の要件＞

- ① 統計的な処理を可能とする十分な数の同一又は類似のリスクで、観察期間が数年にわたり、保険事故件数、被保険リスク数、合計支払保険金又は支払満期保険金等の数値を導くデータ収集に基づくものであること（現行適用免除規則第3条第1項(a)号）
- ② 保険数理上適度に詳細で、利用可能な統計値の内訳を含むこと（同項(b)号）
- ③ 安全率、準備金運用益、管理費、営業費、納付金、運用収益又は予想利益のいずれも考慮しないことの要件が満たされることを要する（同項(c)号）

＜平均費用の共同編集、確率表の共同編集及び共同研究の3者に共通の要件＞

- ① 関連保険事業者又は被保険当事者を特定しないこと（第3条第2項(a)号）
- ② 編集され配布される場合、拘束力を持たない旨の記述を含むこと（同項(b)号）
- ③ 営業保険料⁸²の基準を含まないこと（同項(c)号）

⁸¹ 前掲注10・227頁。

⁸² 営業保険料(commercial premiums)は、「保険約款の購入者（保険契約者）に課される料

- ④ 保険事業者（非参加保険事業者を含む。）が、当該共同編集及び共同研究の写しを合理的かつ無差別的な条件で入手できること（同項(d)号）
- ⑤ 公共の安全の理由により非開示が正当化される場合を除き、当該共同編集及び共同研究の写しを求める消費者団体等利害関係を有する第三者が、合理的、金銭的に入手可能、かつ、無差別的な条件で入手できることの要件を満たすことを要する（同項(e)号）。

なお、①参加保険事業者が共同編集により作成されたものと異なる共同編集物を使用しないこと又は共同研究の結果から逸脱しないことについて協定・約束を行う場合、②他の保険事業者に強要する場合には適用されない（第4条）。

イ 保険プール

巨大リスクに対応する保険プール（原子力プール、テロリズム・プール等）については、「プールがなければその構成員だけでは十分な保証を行えない可能性のあるリスクに保険又は再保険を提供するために、特定の限られた状況では、共同保険プール又は共同再保険プールの必要性が認識されている。この種のプールは、EU運営条約第101条第1項にいう競争の制限を生じさせないため、同条により禁止されることはない。」（前文13段）とされており、競争法の適用対象外とされている。この点、オランダ競争当局も、ヒアリングにおいて巨大リスクに対するプールには、競争法を適用しようにも、そもそも競争が想定されていないとの見解を示していた⁸³（後記第4節、2（1））。

上記の巨大リスクに対応する保険プール以外の保険プールについては、「共同保険若しくは共同再保険の形式による特定区分のリスクの共通の補償範囲に関する保険業者のプール又は保険事業者及び再保険事業者のプールの設定及び運営に関する保険部門の2社以上の事業者間で締結される協定に適用されない」（第5条）とされており、適用免除対象となるプールの市場占拠率及び有効期間並びに適用免除を受けるための要件が次のとおり規定されている。

＜新規リスクの補償目的で設立される共同（再）保険プール＞

- ① 市場占拠率に関係なく、設立日から3年間にわたり適用免除（第6条第1項）

＜共同保険プールの市場占拠率と有効期間＞

金」と定義される（現行適用免除規則第1条第7項）。現行適用免除規則は、営業保険料に関する協定には免除は付与されるべきではない旨述べている（前文第9段）。

⁸³ オランダ競争当局へのヒアリング調査（2011年2月17日実施）及び書面ヒアリング調査（2011年4月22日回答、6月29日回答）による。

- ② プール内外⁸⁴の参加事業者の市場占有率の合計が関連市場の 20%以下である場合

現行適用免除規則の発効期間中有効（同条第 2 項）

- ③ 市場占有率が当初 20%以下から 20%以上 25%以下に上昇した場合
20%を最初に上回った年から 2 暦年間（同条第 5 項）

- ④ 市場占有率が 25%超に上昇した場合
25%を最初に上回った年から 1 暦年間（同条第 6 項）。

< 共同再保険プールの市場占拠率と有効期間 >

- ⑤ プール内外の参加事業者の市場占有率の合計が関連市場の 25%以下
現行適用免除規則の発効期間中有効（同条第 2 項）

- ⑥ 市場占拠率が当初 25%以下から 30%以下に上昇した場合
25%を最初に上回った年から 2 暦年間（同条第 8 項）

- ⑦ 市場占拠率が 30%超に上昇した場合
30%を最初に上回った年から 1 暦年間（同条第 9 項）

なお、③・④、⑥・⑦の場合とも 2 暦年を超えて適用免除を享受することはできない（同条第 10 項）。また、市場占拠率算出に当たっての詳細は、同条第 3 項・第 4 項に掲げられている。

< 適用免除を受けるための要件 >

- ① 各参加保険事業者が 1 年を超えない通知期間を条件に制裁を被ることなく離脱できること（第 7 条(a)号）
- ② プールの規則が、プールの引受対象リスクの全部又は一部について当該プールを通じて引き受けること及び他のプールを利用することを禁止しないこと（同条(b)号）
- ③ プールの規則が、プール又はその参加保険事業者の活動を E U の特定地域に所在するリスクの（再）保険に限定しないこと（同条(c)号）
- ④ 協定が保険の供給(output)又は販売を制限しないこと（同条(d)号）
- ⑤ 協定が市場又は顧客を割り当てないこと（同条(e)号）
- ⑥ 再保険プール参加者が、元受保険に課す営業保険料に同意しないこと（同条(f)号）。

⁸⁴ 現行適用免除規則では、参加保険事業者の市場占拠率を算定する際には、(a)当該プール内の参加保険事業者の市場占拠率、(b)当該プールと同様の関連市場における当該参加保険事業者が加盟する他のプールの参加者の市場占拠率及び (c)当該プールと同様の関連市場におけるあらゆるプール外の当該保険事業者の市場占拠率が考慮されるところ（第 6 条第 3 項）、本報告書では、上記を一括して「プール内外」と称する。

第3節 加盟国競争法の適用免除制度

1 加盟国における競争法の適用

EU加盟国においては、EU競争法とともに国内競争法が適用され、加盟国競争当局は国内競争法に加え、EU競争法を適用する権限を有する（現行施行規則第5条）。旧施行規則の下では、EU運営条約第101条第3項の適用は欧州委員会の専管事項とされていたが、現行施行規則により、加盟国競争当局及び国内裁判所ともに同項を適用することが認められている。

EU競争法と国内競争法の適用対象は、当該協定等の加盟国間通商への影響の有無により区別され、当該協定等が加盟国間通商へ影響する場合にはEU競争法、影響しない場合には国内競争法を適用するのが原則であるが、加盟国当局が国内競争法を加盟国間通商に影響を与える協定等に適用する場合には、EU競争法も併せて適用することが求められる（現行施行規則第3条第1項）。加盟国の競争法は、多くの場合、EU競争法の体系、すなわち事業者間の協定等を禁止する同条約第101条と市場支配的地位の濫用を禁止する同条約第102条に倣った体系となっており、EU競争法と同一の基本原則に従っている⁸⁵。

また、加盟国競争当局は、国内競争法を適用する際、加盟国間通商に影響を与えるものの、同条約第101条第1項の意味において競争を制限しない協定等又は同条第3項の要件を満たす協定等若しくは一括適用免除規則の対象とされる協定等を禁止してはならない（現行施行規則第3条第2項）とされており、国内競争法の適用がEU競争法の適用と矛盾する結果を回避している。

2 加盟国における適用免除制度

（1）オランダ競争法

オランダ競争法（Act of 22 May 1997, Providing New Rules for Economic Competition⁸⁶）においては、同法第6条がEU運営条約第101条に相当する協定等を禁止する規定、同法第24条が同条約第102条に相当する市場支配的地位の濫用を禁止する規定となっている。

オランダ競争法における適用免除制度に関しては、同条約第101条第3項と同一の適用免除の要件が同法第6条第3項に定められているが、個別適用免除の届出制度は廃止されている。一括適用免除制度については、同法第12条に、

⁸⁵ Marjorie Holmes, *A Practical Guide to National Competition Rules across Europe*, p3 (Kluwer Law International, 2007).

⁸⁶ オランダ競争法の条文（英訳）は、オランダ競争当局ウェブサイト（http://www.nmanet.nl/Images/Mededingingswet%20-%20geredigeerd%202009_tcm16-141233.pdf）参照。また、同サイトには、オランダ競争法の解説（英語版）も掲載されている（http://www.nma.nl/en/legal_powers/dutch_competition_act/default.aspx）。

E U競争法の一括適用免除規則により同条約第 101 条第 1 項が適用されない協定等にはオランダ競争法第 6 条第 1 項が適用されないとの規定が置かれており、E Uの一括適用免除規則がオランダ競争法にも適用される。オランダ競争法独自の一括適用免除制度については、同法第 15 条に規定されており、保険業を対象とするオランダ競争法独自の適用免除規則は制定されていないが、①入札分野における共同応札、②日刊新聞に対する再販売価格維持、③小売業者間の特定の価格設定及び供給協定及び④ショッピング・センターにおける小売業者の排他的開設協定に関する 4 本の一括適用免除規則が採択されている⁸⁷。

なお、必要と認められる場合、オランダ競争当局が非公式なガイダンス (informal guidance) を発出することもある⁸⁸。

(2) 英国競争法

英国競争法 (Competition Act 1998⁸⁹) においては、同法第 2 条が E U 運営条約第 101 条に相当する協定等を禁止する規定であり、同法第 18 条が同条約第 102 条に相当する市場支配的地位の濫用を禁止する規定となっている。

適用免除制度については、同法第 9 条に同条約第 101 条第 3 項類似の規定が置かれているが、オランダ競争法と同様、個別適用免除の届出制度は廃止されている。一括適用免除制度については、同法第 10 条に置かれている「並行的適用免除 (parallel exemption)」の規定⁹⁰により、E Uの一括適用免除規則は英国競争法においても並行的に適用される。すなわち、一括適用免除規則に掲げられる適用免除対象行為に該当するが、当該行為の競争に与える影響が国内にとどまる行為については、同規定により英国競争法の適用が免除される。また、同法第 6 条には英国競争法独自の一括適用免除規則に関する規定が置かれているが、保険業を対象とする独自の一括適用免除規則は制定されておらず、公共交通の発券スキームに関する一括適用免除規則が制定されているのみである⁹¹。

(3) ベルギー競争法

ベルギー競争法 (Act on the Protection of Economic Competition⁹²) におい

⁸⁷ Carl Hamm, Chapter 20 The Netherlands, *Supra* note 74, p 617.

⁸⁸ オランダ競争当局へのヒアリング調査による (2011 年 2 月 17 日実施)。

⁸⁹ Competition Act 1998 の条文は、英国 The National Archives ウェブサイト (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/41/contents>) 参照。

⁹⁰ 同条第 2 項は、「加盟国間通商に影響を与えないある協定が、一括適用免除規則の一つにより共同体の禁止から免除される協定に該当する場合には、第 1 章による禁止 (注: 第 2 条による協定等の禁止) が免除される」と規定している。

⁹¹ Wish, *Supra* note 62, p 911.

⁹² ベルギー競争法の条文 (英訳) は、ベルギー競争当局ウェブサイト

ては、同法第 2 条が E U 運営条約第 101 条に相当する協定等を禁止する規定であり、同法第 3 条が同条約第 102 条に相当する市場支配的地位の濫用を禁止する規定である。

適用免除制度については、同法第 2 条第 3 項に同条約第 101 条第 3 項に掲げられている要件と同一の要件が掲げられており、個別適用免除については、オランダ競争法及び英国競争法と同様、届出制度は廃止されており、事業者自身による適用免除の要件への適合性についての自己評価が求められる⁹³。

一括適用免除規則については、ベルギー国内に影響がとどまる協定等に対しても、E U の一括適用免除規則が適用される（同法第 5 条第 1 文）。また、勅令（royal decree）によりベルギー競争法独自の一括適用免除規則を制定することが可能であるが（同法第 50 条）、保険業を対象とするものを含めて、これまでベルギー競争法独自の一括適用免除規則は制定されていない。

第 4 節 保険業における共同行為の取扱い

1 欧州委員会における共同行為の取扱い

（1）第一次適用免除規則施行（1993 年 4 月 1 日）以前の事例

第一次適用免除規則施行以前は、保険業に対する適用免除は事業者又は事業者団体の個別の申請に基づく個別適用免除に限られていた。個別適用免除が付与された事例として、下記の事例が存在する。

なお、旧施行規則の下では、E U 運営条約第 101 条第 3 項に基づく個別適用免除の付与は、欧州委員会の専権事項とされており、また個別適用免除を受けるため欧州委員会への申請が義務付けられていた。以下に掲げる事例は、いずれも現行施行規則が発効するまでの間に個別適用免除が付与されたものであるため、特定の加盟国国内で行われる共同行為であっても、欧州委員会が承認している。

ア Nuovo CEGAM 事件欧州委員会決定（1984 年）⁹⁴

本件では、労働保険（industrial insurance）の促進と普及を目的とするイタリアの保険協会の協定に対して 10 年間の個別適用免除が付与された。適用免除の申請当初、本協定は、会員を拘束する①実際に顧客に適用する営業保険料の水準、②共同保険者の選択及び③保険契約期間について制限していたところ、欧州委員会は同協会に対して異議を申し立てた。その後、欧州委員会と同協会

(http://economie.fgov.be/en/binaries/apec-new_tcm327-56301.pdf) 参照。

⁹³ Patrice Corbiau, Chapter 3 Belgium, *Supra* note 74, p 80.

⁹⁴ Commission Decision 84/191, Nuovo CEGAM [1984] OJ L99/29.

の間で交渉が行われ、同協会の協定は共通のリスク統計に基づく純保険料の算定に限定され、会員は自己のコストを考慮に入れた上で営業保険料を決定することができるようにすることで、適用免除が付与された。

個別適用免除を付与するに際し、欧州委員会は①イタリアの労働保険市場においては、保険の需要が少なく、また供給が限られているところ、本コンソーシアムが設立されることで労働保険サービスの開発と普及の改善に役立つこと及び②協会による労働保険の普及・促進努力により、消費者は選択肢が増えると考えていたことを理由に、同条約第 101 条第 3 項の要件が満たされるとした。

イ P&I Club 事件欧州委員会決定（1985 年）⁹⁵

本件では、17 の Protection and Indemnity (P&I) Clubs⁹⁶（以下「P&I Clubs」という。）間で締結された国際グループ協定（International Group Agreement）に対し、10 年間の適用免除が付与された。本協定は、会員の利益のために各々の第三者損害賠償責任、契約上の損害賠償責任を非営利目的で分担することに同意した P&I Clubs 同士を結び付けるものである。さらに、P&I Clubs は一定額を超えた部分の責任のプール及び共同再保険を行っている。

欧州委員会は、会員が別の Club へ移籍するのを防止するため、①移籍先 Club が、当該船舶の保険を引き受けている移籍前の Club が適用している保険料よりも低廉な保険料を提示しない義務及び②移籍前の Club が、別の Club へ移った会員に超過保険料を適用する条項について、競争上の問題があるとした。欧州委員会と P & I Clubs との 3 年間の交渉の後、欧州委員会はこれらの規定の目的は反競争的なものではなく、会員の継続性と歳入水準を維持するために必要であるという P&I Clubs の主張を受け入れ、①移籍先 club が課す保険料が不合理に低廉でない限り容認し、また、②将来の歳入減の責任は移籍金の支払ではなく、銀行保証の提供によることにすると修正を行った上で、適用免除を付与した。

ウ TEK0 事件欧州委員会決定（1990 年）⁹⁷

⁹⁵ Commission Decision 85/615, P&I Club [1985] OJ L376/2.

⁹⁶ P&I 保険とは、Protection & Indemnity Insurance の略称で、船舶の所有者等が船舶の運航による事故等で負う責任及び費用をカバーする保険をいう。船舶保険及び貨物保険といった海上保険を物保険とするならば、P&I 保険は賠償責任保険である。具体的には、Protection 分野は、「油流出汚染」、「陸上・海上施設の損傷」及び「船員の死亡・傷病」等の損害について、船舶の所有者又は船員の雇主として負う責任を指し、Indemnity 分野は、「船舶の積荷」等の損害について、積荷の運送人として負う責任を指す。なお、Protection と Indemnity との区別は、100 年以上にわたる歴史の過程で生まれたものであるが、現在では両者を区別すること自体に大きな意味はなく、P&I 保険が海上賠償責任保険の世界共通の通称となっている。（日本船主責任相互保険組合ウェブサイト (https://www.piclub.or.jp/J_pub/gaiyo/gaiyo.html) より）。

⁹⁷ Commission Decision 90/22, TEK0 [1990] OJ L13/34.

本件では、機械故障による損失を補償する共同・相互再保険契約(joint and mutual reinsurance)によって、保険事業者により 1954 年に設立された TEK0 に対し、10 年間の適用免除が付与された。TEK0 は、ドイツの保険事業者 20 社で構成されており、20%の市場占拠率を有していた。会員の保険事業者は、TEK0 に対し自己の保険契約を任意で再保険に付すとともに、リスク評価と保険料算出を依頼することができたが、この場合、共通保険(the common insurance)については TEK0 の保険料と契約条件が適用されることとなっていた。

欧州委員会は、TEK0 は保険事業者向けにリスク評価と保険料算出を行っており、また保険事業者が契約した事実上全ての直接保険契約の共同再保険を取り扱い、特定のリスクについては共同保険を提供していたところ、EU 運営条約第 101 条第 1 項に規定される事業者間の協定に該当するとした。しかしながら、本分野の保険契約数は少数にとどまり、また、リスクの多様性に鑑みて、個々の保険事業者は直接保険契約を締結又は処理するのに必要な専門化された経験を有しておらず、さらに、有利な条件で再保険を契約できないことから、TEK0 を通じた保険事業者の協力による合理化と費用節減を認定し、個別適用免除を付与した。

エ Concordato Incendio 事件欧州委員会決定(1991 年)⁹⁸

本件では、イタリアの保険事業者から構成される非営利協会 Concordato Italiano Incendio Rischio Industriali 会員間の協定に対し、10 年間の適用免除が付与された。本協定では、特定のリスクに対する推奨保険料と標準保険約款が定められていたところ、本協定は同条約第 101 条第 1 項に規定される事業者間の協定に該当するとされた。しかしながら、欧州委員会は、本協定は保険サービスの提供を改善するものであり、消費者もその恩恵に浴し、本協定は目的達成に不可欠であり、会員は保険料を自由に決定することができ、また標準保険約款の採否は自由であり本件保険サービスの実質的部分における競争を排除するものではないとして、個別適用免除を付与した。

オ Assurpol 事件欧州委員会決定(1993 年)⁹⁹

Assurpol は、European Economic Interest Grouping (EEIG) の一つとして、共同再保険契約を運営するために設立された。Assurpol はフランスにおける総合賠償責任保険料収入の約 70%を占めていたが、国際再保険市場では比較的小規模な事業者であった。

欧州委員会は、Assurpol による特定の環境リスクの共同再保険契約に対する

⁹⁸ Commission Decision 90/25, Concordato Incendio [1991] OJ L15/25.

⁹⁹ Commission Decision 92/96, Assurpol [1992] OJ L37/16.

適用免除の申請に対し、本協定の条項にはE U運営条約第 101 条第 1 項に該当するものもあるとしつつ、環境に対する損害の潜在的請求は大きく、個々の保険事業者では保険引き受けに必要な情報を集めることができないところ、保険事業者は、本協定の実施により特定の困難なリスクを補償する上で必要な財政的・技術的支援を得ることができるとして、Assurpol の運営する特定の環境リスクの共同再保険に対し、7 年間の個別適用免除を付与した。

（２）第一次適用免除規則施行後の事例

欧州委員会競争総局へのヒアリング調査¹⁰⁰によると、第一次適用免除規則の施行以降、一括適用免除規則により適用免除となる行為については欧州委員会への届出が不要であり、また、個別適用免除についても、現行施行規則の下では届出制度が廃止されたため、E Uレベルでの共同行為は把握していないとのことであった。

また、欧州委員会競争総局へのヒアリング調査¹⁰¹によると、E U競争法が保険業に対して適用されるようになって以降、保険業に関しては欧州委員会への通報もなく、また欧州委員会が職権で調査を開始した事例もないとのことであった。しかしながら、欧州委員会は、保険プール自らが保険プールであるということに安住し、一括適用免除規則に定められた要件への適合性について自己評価を行うことなく、一括適用免除規則を競争法の適用を免れるための、いわば「隠れ蓑(blanket)」として利用しているのではないかとの懸念を持っているとのことであった。

2 加盟国における共同行為の取扱い

（１）オランダ

ア 保険プール

（ア）コモデティ・プール

オランダ国内には 1000 を超える保険プールが存在し、そのほとんどはコモデティ・プール(commodity pools)である。「コモデティ」とは、質的に差異のない標準的な保険商品のことを指し、コモデティ・プールは、効率性を追求するために設立され、小規模、画一的かつ類似のリスク（家庭向け火災保険、中小企業向け火災保険等）が取りまとめられている。コモデティ・プールの多くは、ブローカー（より正確には、認可代理人(an authorised agent)。）により設立

¹⁰⁰ 欧州委員会競争総局へのヒアリング調査(2011 年 2 月 22 日実施)による。

¹⁰¹ 欧州委員会競争総局への書面によるヒアリング調査(2011 年 5 月 20 日回答)による。

されており、「ブローカー・プール (broker pools)」又は「仲介プール (intermediary pools)」とも呼ばれている。コモデティ・プールが設立される背景には次のような事情がある。

コモデティ・プールは、ブローカーが主導的に設立するものであり、ブローカーと保険会社は、毎年プールの契約条件について交渉し、設立に際して保険会社間で引受条件等を議論することが必要となる、大規模リスクを対象とする保険プール（例：原子力プール）とは異なる。このため、保険の対象が小規模、画一的かつ類似のリスクである場合には、ブローカーと保険会社が個別的に交渉するのは費用面から割高であり、ブローカーが設立したプールの下にこれらの保険を取りまとめたほうが効率的であるが、このようなリスクを引き受ける上でプールの設立は不可欠ではない。

コモデティ・プールは多様であるが、オランダ競争当局が調査した職業責任保険をカバーするプールを例にとると、平均して 5, 6 社の保険事業者が参加している。また、オランダ公証人プール (The Dutch Notary Pool) を例にとると、保険料収入は 2007 年において 1100 万ユーロ（約 12 億 1000 万円）であった。コモデティ・プールは、特定の種類の保険の供給を拡大することで顧客の保険商品選択の余地を広げることに資するものであるため、競争を制限する性質のものではないところ、ヒアリングによれば、オランダ競争当局は、多くの場合、コモデティ・プールは、オランダ競争法第 6 条第 1 項に該当しないと考えているとのことであった¹⁰²。

他方、国内競争法による規制を受ける側である、オランダ事業者団体はコモデティ・プールの競争法上の評価については、オランダ競争当局とは異なる見解を持っており、より慎重な対応をとっている。すなわち、同団体は、コモデティ・プールについて、オランダ競争法の下、現行適用免除規則に規定される適用免除を受けるための要件（取り分け市場占拠率要件）を満たすか否か自己評価が求められているとして、コモデティ・プールがオランダ競争法の下で自己評価を行う際の基準となる「仲介プールに関するプロトコル (Protocol Intermediare Pools)」¹⁰³を策定した。同協会の会員には、市場占拠率算出の前提となる関連市場の画定について規定する本プロトコルの適用が義務付けら

¹⁰² 以上の記述は、オランダ競争当局へのヒアリング調査（2011 年 2 月 17 日実施）及び書面ヒアリング調査（2011 年 4 月 22 日回答，6 月 29 日回答）による。

¹⁰³ 本プロトコルは、オランダ事業者団体ウェブサイトにて入手可能である（ただし、オランダ語）
(http://www.verzekeraars.nl/UserFiles/File/download/Protocol_intermediaire_pools.pdf)。なお、オランダ競争当局からは、本プロトコルの英語版の説明文書 (Explanatory notes to the Protocol for Insurance Pools) を入手した。

れている。また、本プロトコールは、プールの営業保険料 (premiums) や条件についての交渉・議論については、ブローカーと個々の保険会社の間にのみ認めしており、プールに参加する保険会社の間での交渉・議論を禁止している¹⁰⁴。この点において、一括適用免除規則よりも厳格なものとなっており、同団体は、コモデティ・プールについて、本プロトコールを遵守している限り、オランダ競争当局に、非公式なガイダンス (informal guidance) を受けることは不要であると考えている。

(イ) 大規模リスクに対応する保険プール

オランダには大規模リスクに対応する保険プールとして、原子力プール Atoompool とテロリズム・プールが存在する。

①原子力プール

Atoompool は 1958 年に設立され、16 の保険会社がオランダにおける 6 種類の原子力関連リスクを補償する。補償上限額は 2270 万ユーロ (約 25 億円) から 3 億 4000 万ユーロ (約 374 億円) であり、上限金額を上回る場合及び補償対象外の損害賠償についてはオランダ政府が補償する¹⁰⁵。

オランダ競争当局によると、本プールはプールが存在しなければ補償することのできないリスクに対して保険を提供するものであるため、そもそもカルテル禁止条項 (オランダ競争法第 6 条) の対象とはならないとのことである。保険事業者単独では本プールのカバーするリスクを補償できないため、本プールの参加者は相互に現実ないし潜在的な競争者ではなく、ゆえに、競争の制限は起こりえないとのことであった¹⁰⁶。

本プールは、オランダ競争当局が発足した 1998 年以前に設立されたものであるため、オランダ競争当局は設立に関与しておらず、欧州委員会が非該当証明 (ネガティブ・クリアランス) を付与したものである¹⁰⁷。

なお、非該当証明は欧州委員会が競争法を適用しない旨を宣言するものであ

¹⁰⁴ 前述のように、コモデティ・プールは、ブローカーが主導的に設立するものであるところ、プール設立について交渉するのは、ブローカーと保険会社間である。なお、同団体は「プールに参加する保険会社の間での交渉・議論を禁止している」とのことであったが、コモデティ・プール設立の手順を見ると、保険会社同士が設立するプールとは異なり、交渉・議論する必要性はないように思われる。

¹⁰⁵ オランダ保険事業者団体 (Verbond Van Verzekeraars) ウェブサイト (<http://www.verzekeraars.nl/sitewide/general/nieuws.aspx?action=view&nieuwsid=948>)。

¹⁰⁶ オランダ競争当局への書面ヒアリング調査 (2011 年 4 月 22 日回答)。この点、オランダ保険事業者団体も、原子力保険市場及びテロリズム保険市場は存在せず、市場での競争は観念できないため、競争法の適用対象とはならないが、仮に適用対象となとしても、オランダ競争法 6 条 3 項に基づく個別適用免除対象となろうとのことであった (オランダ保険事業者団体への書面ヒアリング調査 (2011 年 5 月 9 日回答))。

¹⁰⁷ オランダ競争当局への書面ヒアリング調査 (2011 年 6 月 29 日回答)。

るところ、本プール設立の経緯から、欧州委員会は原子力プールは競争法の適用対象外であるとの姿勢が看取できる。実際、欧州委員会は、現行適用免除規則前文 13 段において、巨大リスクに対するプールについては「条約第 101 条第 1 項にいう競争の制限を生じさせないため、同条により禁止されることはない」と述べている。

②テロリズム・プール

オランダ保険事業者団体は、テロリズム・プール創設のため、オランダ財務省の関与の下、2003 年 5 月に「テロによる損失を対象とするオランダ再保険会社(Netherlands reinsurance company for losses from terrorism)」(NHT¹⁰⁸)を設立した¹⁰⁹。オランダ保険事業者団体は、NHT 創設に際して個別適用免除、ないしネガティブ・クリアランスをオランダ競争当局へ要請したが、オランダ競争法では既に事前届出制度が廃止されていたところ、オランダ競争当局は保険事業者に対し自己評価を行うことを求め、2003 年に本件に対する手続を終了した¹¹⁰。

なお、この点オランダ保険事業者団体によると、オランダ競争当局は既に個別適用免除を付与する権限を失っていたが、NHT の設立を支援するため、肯定的な「非公式意見」(a positive “informal opinion”)を発したとのことである¹¹¹。

NHT は、オランダ保険事業者団体が設立した Stichting NHT (NHT 協会) が株式の 100%を保有している民間の再保険会社であり、オランダ国内で事業活動を行っている 250 以上の保険会社 (シェア (保険料ベース) は 93%超) が参加している。NHT の提供する保険は、不動産、不動産に付随する物に対する損害並びに不動産及び不動産の付属物に対する間接損害を対象とし、損害に対しては、毎年、保険当事者ごと、また被保険立地(insured location)ごとに最高 7500 万ユーロ (約 90 億円) の保険金額が契約数にかかわらず支払われる。

(ウ) 職業責任保険プールに関する事例(2010 年 12 月 30 日)¹¹²

オランダ競争当局は 2010 年 12 月 30 日、保険事業者 13 社がオランダ国内に

¹⁰⁸ NHT は、オランダ語 Nederlandse. Herverzekeringmaatschappij voor Terrorisemeschaden の頭文字である。詳細は、同社のウェブサイト (<http://www.terrorisemeveverzekerd.nl/Website.aspx?xml=1&artikel=100060&parentartikel=100060&parentnieuws=100060&mgl=EAAF86EA450547F4B1F663151C62A1B2>) 参照。

¹⁰⁹ オランダ保険事業者団体への書面ヒアリング調査 (2011 年 5 月 9 日回答) による。

¹¹⁰ オランダ競争当局への書面ヒアリング調査 (2011 年 6 月 29 日回答) による。

¹¹¹ オランダ保険事業者団体への書面ヒアリング調査 (2011 年 5 月 9 日回答) による。

¹¹² オランダ競争当局による決定本文は、同当局ウェブサイト (<http://www.nma.nl/images/5998BATA22-153772.pdf>) にて入手可 (ただし、オランダ語)。

において実施している 4 つの職業責任保険プール（公証人、弁護士、公認会計士又は仲買人を対象とする職業責任保険。）について、2011 年 7 月 1 日以降も存続する場合には、保険業に対する一括適用免除規則に規定される要件のうち、取り分け 20% の市場占拠率要件に適合させることを求めた。各職業責任保険プールには、同日時点で市場占拠率要件を満たすことができない場合には、6 か月以内（2011 年 12 月 31 日まで）に各プールを構成する事業者のうちいくつかの事業者が離脱することにより、同要件を満たすことが求められた。

本件は、オランダ競争当局によると、保険業に対してオランダ競争法が適用された初の事例とのことであったが、一括適用免除規則に定められている市場占拠率要件について、市場を画定する基準が不明確であるところ、欧州委員会に市場画定の方法の妥当性を照会したとのことであった¹¹³。

イ ad-hoc arrangements

オランダ競争当局によると、地方政府の財産に対する火災保険 (fire insurances for the possessions of the local government) は、ad-hoc arrangements として地域ごとに引き受けられているとのことである。ad-hoc arrangements とは、2 以上の保険会社が関与しているが、保険プールとは異なり、1 顧客、1 保険契約を原則とする個別的な保険契約である。

Ad-hoc arrangements は、現行適用免除規則の下、一括適用免除対象とされていない¹¹⁴が、ブローカーがリスクを分担する用意のある保険会社を見付けて設立されるものであるところ、オランダ競争当局は、ad-hoc arrangements の大半は競争を阻害しないものであると考えている。しかしながら、オランダ競争当局は、ad-hoc arrangements が競争に与える影響について確証がもてないところ、Tilburg 大学の研究班に対し、地方政府の財産に対する火災保険市場が ad-hoc arrangements として引き受けられていることについて、競争法の観点から見たメリット・デメリットを明らかにする調査を依頼した¹¹⁵。

¹¹³ オランダ競争当局へのヒアリング調査による（2011 年 2 月 17 日実施）。なお、欧州委員会への照会事項の詳細については、守秘義務の観点から聴取できなかった。

¹¹⁴ Ad-hoc arrangements については、現行適用免除規則案前文第 20 段において、「引受市場における ad-hoc な共同保険又は共同再保険は、条約 81 条 1 項の適用対象となるが、条約 81 条 3 項に基づいて個別適用免除の対象となり得る」とされていたが、現行適用免除規則案に対するパブリック・コメントを実施する中で、ad-hoc arrangements が適用免除規則の対象外となることをあえて明示的に述べる必要性はなく、現行適用免除規則案前文第 20 段の削除が事業者団体等から求められていた（CEA から提出された意見書 (http://ec.europa.eu/competition/consultations/2009_insurance/cea_en.pdf) 8 頁等）。最終的に現行適用免除規則では、現行適用免除規則案前文にあった第 20 段は削除されているが、ad-hoc arrangements が明示的に適用免除の対象であるとされていないため、オランダ競争当局は ad-hoc arrangements の評価について慎重になっているものと思われる。

¹¹⁵ 本項目の記述は、オランダ競争当局への書面ヒアリングによる（2011 年 6 月 29 日回答）。

ウ その他の共同行為

(ア) 保険料の共同計算¹¹⁶

オランダ保険事業者団体によると、オランダ保険事業者団体において、保険料の共同計算を行っているとのことであるが、オランダ競争法上問題とされたことはないとのことである。また、現行の一括適用免除規則においては、消費者団体等利害関係を有する第三者への情報公開が義務付けられたが、オランダ保険事業者団体は現行適用免除規則発効以前から第三者に対しても積極的に情報を公開しており、特段の懸念はない（情報公開が不十分であることにより、現行適用免除規則の適用免除対象から外れる。）ということであった¹¹⁷。

(イ) 標準保険約款

オランダ保険事業者団体によると、標準保険約款についてもオランダ競争法に違反するとされた事例はなく、また現行適用免除規則の下では標準保険約款は適用免除対象から外れたが、欧州委員会が、保険業界における標準保険約款作成における慣行を踏まえて水平的協力協定ガイドライン第 335 段において標準保険約款に対する競争法の適用に関して、同条約第 101 条第 1 項の個別適用免除の対象に関する基本的な考え方を示しており、競争法上の問題が提起されることはないとのことであった¹¹⁸。

なお、適用免除の届出制度が廃止された 2003 年以前の標準保険約款に関する事例として、①保険会社の協力的ジョイント・ベンチャーである損害補償協会 (Stichting Schadegarant) と自動車販売店・自動車修理会社間の標準保険約款に適用免除が付与された事例¹¹⁹、②保険会社間と自動車修理会社間の協定に対してネガティブ・クリアランスが付与された事例¹²⁰、③オランダ保険事業者団体の 2000 年問題に対する保険 (the millennium policy of the Dutch Association of Insurers) が競争法に違反しないとされた事例¹²¹がある。①は、保険会社の協力的ジョイント・ベンチャーである損害補償協会 (Stichting Schadegarant) と自動車販売店・自動車修理会社間の標準保険約款と保険会社と同一の保険会社から構成される損害補償協会との間の協力に関して適用免除の申請がなされたところ、5 年間の適用免除が付与された。②は、Topherstel system と呼ばれる保険会社 10 社と 300 社以上の自動車修理会社との間の協力事

¹¹⁶ オランダ競争法においては、現行適用免除規則が準用される場所、本項目でいう「共同計算」は、現行適用免除規則にいう「共同計算」と同義である。

¹¹⁷ オランダ競争当局へのヒアリング調査（2011 年 2 月 16 日実施）による。

¹¹⁸ 同上。

¹¹⁹ Decision of the Director-General of NMa in Case 597 of 15 November 2001.

¹²⁰ Decision of the Director-General of NMa in Case 469 of 15 November 2001.

¹²¹ Decision of the Director-General of NMa in Cases 1157 and 1096 of 10 August 1999.

業に関する協定について、競争に対する影響を与えるものではないのでオランダ競争法第 6 条に違反しないとされたものである。③は、オランダ保険事業者団体の 2000 年問題に対する保険契約には、2000 年問題に関連する請求を保証するための 2000 年問題に関連したある条項を盛り込む勧告が含まれていた。加えて、10 億オランダギルダー（約 4 億 5300 万ユーロ＝約 498 億円）のセーフティネット条項(a safety-net provision)が創設された。オランダ保険事業者団体は、本保険契約に対して適用免除を申請したが、勧告条項は第二次適用免除規則の適用免除対象となるため、自動的にオランダ競争法の適用が免除されることとなった¹²²。

（ウ）安全装置の規格

第二次適用免除規則の下では、安全装置の規格についても適用免除対象とされたが、オランダ保険事業者団体によると、オランダでは保険事業者が独自に規格を策定するのではなく、消費者団体、安全装置の事業者・事業者団体、関係省庁・司法当局及び消防署との緊密な協力の下作成されており、また規格については強制力を有するものではなかったとのことであった。また、現行適用免除規則の下では標準保険約款と同じく適用免除対象から外れたが、欧州委員会が、保険業界における標準保険約款作成における慣行を踏まえて水平ガイドライン第 328 段において基本的な考え方を示しており、競争法上の問題が提起されることはないとのことであった¹²³。

（エ）その他

オランダ競争当局及びオランダ保険事業者団体ともに、オランダにおける上記以外の共同行為の実態及びオランダ国境を越える共同行為の実態については把握していないとのことであった。オランダ競争当局によると、欧州における保険分野は加盟国ベースであり、国境を越えた協力は行われていないか、ほとんど行われていないとのことであった¹²⁴。

（２）英国

ア 保険プール

英国競争当局によると、英国では保険プールは数多く存在しないが、保険事業者からは、一定の要件を満たす保険プールを一括適用免除規則の対象とするニーズはある。しかし、英国競争当局へのヒアリングによれば、英国競争当局

¹²² 両事例は、オランダ競争当局への書面によるヒアリング調査の際、先方から示された事例であるところ、ここに訳出した以上の詳細は不明である。

¹²³ オランダ競争当局へのヒアリング調査（2011 年 2 月 16 日実施）による。

¹²⁴ オランダ競争当局への書面ヒアリング調査（2011 年 6 月 29 日回答）による。

としては保険プールがカルテルの隠れ蓑として使われるおそれを懸念しているとのことである¹²⁵。

なお、具体的な保険プールについては、ヒアリング調査を実施した英国競争当局の担当官は承知していないとのことであり聴取できなかった。しかしながら、文献調査によると英国には、大規模リスクに対するプールとして、原子力プール及びテロリズム・プールが存在することが判明した。概要は、次のとおりである。

(ア) 原子力プール

英国の原子力プールである Nuclear Risk Insurers Limited (NRI)は、世界初の原子力プールとして 1956 年に保険会社と Lloyds Underwriters により、原子力発電所設置に起因する公共責任(public liability)、損害及び事業中断リスクを管理するために設立された。補償上限額は、約 4 億ポンド(約 560 億円、1 ポンド=140 円換算。)である¹²⁶

(イ) テロリズム・プール

英国のテロリズム・プールである Pool Reinsurance は、1990 年代のロンドンにおけるテロ、北アイルランド問題によるテロを受けて 1993 年に設立された。2011 年 2 月 1 日現在、258 の保険会社及びロイズ・シンジケートが会員となっている¹²⁷。本プールは、テロによる損害のうち、戦争・戦争関連のリスク、ウイルス・ハッカー行為等によるコンピュータ・システムに対するものを除く、事業資産に対する損害を対象とする。保険加入者が支払う保険料は、本プールの会員である保険事業者が任意に決定する。

Pool Reinsurance は 2003 年 3 月 7 日、英国競争法の規定に基づいて、自己の様々な協定について個別適用免除の申請を行った。英国競争当局は、Pool Reinsurance の協定内容のほとんどは英国競争法の適用対象外であるが、Pool Reinsurance の協定の一部項目が、競争を歪曲する効果を有していると考えた。取り分け、①会員に対し、事業資産全体に対する補償と併せてのみテロリズムによる損害の補償を提供すること、②会員に対し、事業資産に対するテロリズム保険の全てを Pool Reinsurance に再保険を掛けることを求めていること、③事業資産に対するテロリズム保険を購入した保険契約者に対し、自己の事業資産全体をカバーするテロリズム保険を Pool Reinsurance の会員のみから購入することを求めていることの 3 点である。しかしながら、英国競争当局はこ

¹²⁵ 英国競争当局に対するヒアリング調査(2011 年 2 月 18 日実施)による。

¹²⁶ 同プールのパンフレットによる(available at http://www.nuclear-risk.com/Aboutus_Brochure.pdf)。

¹²⁷ 同プールのウェブサイト(<http://www.poolre.co.uk/Default.aspx>)による。

れら規定による便益は、反競争的効果を上回るものであり、適用免除を付与することとした。具体的には、①あらゆる事業資産に対しテロリズム保険を付与することができること、②リスクを減少させることにより事業に対する投資が容易になること、③事業者がテロリストの行為を乗り切る(survive a terrorist act)ための一助となることで、経済に対するマイナスの影響が最小化され、経済成長が促進されるからである。

英国競争当局は、2004年2月6日、上記の理由から Pool Reinsurance から申請のあった協定に対し、個別適用免除を付与することを決定した¹²⁸。

イ その他の共同行為

(ア) 保険料の共同計算¹²⁹

英国保険事業者団体(Association of British Insurers)は、保険料の共同計算に関する保険事業者の共同行為は、生命保険の分野において、生命保険会社がリスクを適切に評価するために死亡率・罹患率等の統計情報を共有することが可能となり、また、生命表を共同作成し、配布することで効果的なリスク管理が可能となっているとのことである。また、損害保険の分野でも、若年・高齢ドライバー、金融犯罪、洪水等に関する共同研究が実施されており、これらの情報により損害保険業界はリスクをより良く理解、評価し、不適切な料率設定を減少することに役立っているとしている¹³⁰。

英国競争当局へのヒアリングによれば、英国競争当局は、保険料の共同計算等は保険事業者が事業を遂行する上での必要性が自明であり、そもそも競争法の適用対象とはならない、すなわちEU運営条約第101条第1項により禁止される事業者間の協定の要件を満たさないと考えており、現行適用免除規則において、共同計算等を適用免除対象として規定することは必ずしも必要ではないと考えているとのことであった¹³¹。

(イ) 標準保険約款

英国競争当局は、標準保険約款の扱いについて、ホールセール市場（事業者

¹²⁸ Case CE/2611/03, Pool Reinsurance Company Limited. 本件決定の全文は、英国競争当局ウェブサイト (http://www.offt.gov.uk/shared_offt/ca98_public_register/decisions/pool.pdf) にて入手可。

¹²⁹ 英国競争法においては、現行適用免除規則が準用される場所、本項目でいう「共同計算」は、現行適用免除規則にいう「共同計算」と同義である。

¹³⁰ Association of British Insurers, Response to European Commission review of the functioning of Commission Regulation (EC) No 358/2003 on the application of Article 81 (3) of the Treaty to certain categories of agreements, decisions and concerted practices in the insurance Sector, available at http://ec.europa.eu/competition/consultations/2008_insurance_ber/abi_en.pdf

¹³¹ 英国競争当局に対するヒアリング調査（2011年2月18日実施）による。

向けの保険）とリテール市場（個人向け保険）を分けて理解している。すなわち、同当局によると、標準保険約款を適用免除対象から外すことについては、特に高額な補償を引き受けることとなるホールセール市場について懸念される。これは、標準保険約款にある統一された条件(one-settle terms)により取引コストが削減され、また、保険事業者よりも顧客（企業等）のほうに契約を締結する際の立場が強いところ、標準保険約款を適用免除の対象としても別段競争上の懸念はないためである。ゆえに標準保険約款は適用免除の対象とされるべきであり、適用免除対象から外される場合には、少なくとも欧州委員会がガイダンスを発出することが必要である。他方、リテール市場においては、保険事業者のほうに顧客よりも契約を締結する際の立場が強く、また、保険料についても少額であるため、保険料そのものを巡る競争の余地は限られるところ、保険約款での競争を期待すべく、標準保険約款を適用免除対象とすることについては慎重を期すべきであるとのことであった¹³²。

（ウ）安全装置の規格

英国競争当局によると、英国においては安全装置の規格に関する適用免除条項は使用されていなかったが、顧客が既に所有している機器（警報器等の防犯装置）を保持したまま、保険事業者を乗り換えることができるという点では意義があったとのことであった¹³³。

（エ）その他

英国における上記以外の共同行為の実態及び英国国境を越える共同行為の実態については、英国競争当局へのヒアリング調査によっては聴取できず、また文献調査によっても捕捉できなかった。

（３）ベルギー

ア 保険プール

ベルギーには、大規模リスクを対象とする保険プールとして、原子力プール及びテロリズム・プールが存在する。

（ア）原子力プール

ベルギーの原子力プールである Belgian Syndicate for the insurance and reinsurance of nuclear risks (SYBAN)は 1957 年 7 月 23 日に設立され、物的損害、第三者責任、業務上・非業務上の事故及び放射能汚染に関する原子力事故に対する（再）保険の共同保険者による引受を組織している。1960 年 6 月 29

¹³² 同上。

¹³³ 同上。

日に採択されたパリ協定 (The Paris Convention) ¹³⁴, 1963 年のブラッセル補足協定 (The Supplementary Convention of Brussels) ¹³⁵ 及び原子力エネルギー分野における賠償責任に関する 1985 年 7 月 22 日の法律 (The law of 22nd July 1985 on the third party liability in the field of nuclear energy) により, 具体的な金額は, ベルギー政府の決定した各保険事業者が拠出する補償額が 2 億 9750 万ユーロ (約 327 億 3000 万円) 又は 7437 万ユーロ (約 81 億 8000 万円), ベルギー政府の拠出が 2 億 5000 万ユーロ (約 257 億円), ブラッセル補足協定の締約国の拠出が 4 億 3000 万ユーロ (約 473 億円) である ¹³⁶。

(イ) テロリズム・プール

ベルギーのテロリズム・プールは, Terrorism Reinsurance & Insurance Pool (TRIP) と呼ばれ, 「テロに起因する損害に対する保険に関する 2007 年 4 月 1 日の法律」に基づき, 2008 年 2 月 1 日に設立された。2008 年 5 月 1 日以降, ベルギーの保険事業者は, 同法に基づいてテロに起因するリスクに対して強制的に保険を掛けることが求められている。TRIP の傘下には 70 を超える会員 (ベルギーの保険会社及びベルギーで営業している他国の保険会社) がおり, ベルギー保険市場における市場占拠率は 95% を超えている。TRIP は, テロ行為 (act of terrorism) に起因する損害に対し, 毎暦年最高 10 億ユーロ (約 1100 億円) を補償する。保険会社を保護する制度は, 3 層から構成される。第 1 層は, 請求を受けた TRIP 会員に提供される共同又は単独の補償金 (joint and several indemnity) として 3 億ユーロ, 第 2 層は TRIP 会員により創設された損失増大を防止する再保険 (stop-loss reinsurance) として 4 億ユーロ, 第 3 層は, ベルギー政府による 3 億ユーロの保証 (surety) である ¹³⁷。

イ その他の共同行為

上記保険プールは, ウェブ上の文献調査によるものであるが, ベルギーにおけるその他の共同行為及びベルギー国境を越える共同行為の実態については, ベルギー競争当局へのヒアリング調査によつては聴取できず ¹³⁸, また文献調査によつても把握できなかった。

¹³⁴ パリ協定の締約国は, ベルギー, デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, ギリシア, イタリア, オランダ, ノルウェー, ポルトガル, スロベニア, スペイン, スウェーデン, トルコ及び英国の 15 か国である。

¹³⁵ ブラッセル補足協定の締約国は, ベルギー, デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, イタリア, オランダ, ノルウェー, スロベニア, スペイン, スウェーデン及び英国の 12 か国である。

¹³⁶ SYBAN の記述は, 同ウェブサイト (<http://www.syban.be/home.aspx>) による。

¹³⁷ TRIP2010 年次報告

(http://www.tripvzw.be/documents/Annual_report_TRIP_2010.pdf) による。

¹³⁸ ベルギー競争当局事務総長に対するヒアリング調査 (2011 年 2 月 21 日実施) 及び同事務総長に対する書面ヒアリング調査 (2011 年 5 月 11 日回答) による。

第4章 考察

1 適用除外制度の必要性

保険業に対する競争法の適用除外制度導入の必要性を認める議論については、我が国独占禁止法及びE U競争法¹³⁹ともに、保険業の特性を考慮するという点において共通性が見られる。すなわち、我が国独占禁止法においては、保険業の特性を考慮した上で、①一定の保険プールについて適用除外対象とするとともに、②保険料率については、保険団体が自賠責保険に係る基準料率及び地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供する行為が独占禁止法の適用除外対象とされている。このほか、保険団体が純保険料率（参考純率）を算出及び提供することについても、適用除外規定は設けられていないものの、許容されている。ただし、保険の種類は限定されている。

一方、E U競争法においても、①保険団体が純保険料率を算定及び提供すること（E Uの現行適用免除規則にいう「共同計算等」）及び②市場占拠率等の要件を満たす保険プールの設立が現行適用免除規則により適用免除対象とされている。上記のような保険業に対する独占禁止法又はE U競争法上の特則について、それぞれ以下のような説明がなされている。

我が国において、原子力保険プールや航空保険プールの設立が適用除外対象とされていることについては保険事業者1社では引き受けることが困難な巨大リスクについて保険プールの設置が不可欠であるためといった点、船舶保険や外航貨物保険については、危険の分散又は平準化のために、あらかじめ外国損害保険会社等を含む他の損害保険会社との間で共同して再保険をすることを定めておかなければ保険契約者や被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあるといった点が挙げられている¹⁴⁰。

他方、E U競争法において、現行適用免除規則の下、保険団体が純保険料率を算定・提供することについて適用免除を付与する理由として、欧州委員会は、保険事業者・保険事業者団体が統計情報の編集に関する協力を行うことにより、リスクの知識が向上し、個々の事業者に関するリスクの評価が容易になるほか、新規参入が促進し消費者に恩恵をもたらすこと（現行適用免除規則前文9段）を挙げている。加えて、共同計算等は、既存事業者のみならず、新規参入者にとっても必要であること、消費者団体又は顧客団体にとっても価値がある可能

¹³⁹ 本共同研究で、調査対象とした加盟国競争法（オランダ、英国及びベルギー）については、E U競争法にならった体系となっており、また保険事業に対する適用除外についてもE Uの現行適用免除規則を準用しているところ、E U競争法と加盟国競争法に共通する事柄（規制の枠組、適用除外対象等）について言及する場合には、E U競争法と加盟国競争法を区別せずにE U競争法と一括する。

¹⁴⁰ 前掲・安居 322-323 頁。

性を挙げるとともに（同 11 段）、共同計算等の信頼性は、基礎とする統計総数が増加するにつれ大きくなるどころ、高い市場占拠率を持つ事業者は信頼性のある編集を行う上で十分な統計資料を内部で作成することができるが、市場占拠率の低い事業者、新規参入者には困難であり、大手を含めた市場の全保険事業者からの情報に基づく共同計算等は、小規模事業者を支援することにより競争を促し市場参入を促進することを挙げている（同 12 段）。

一方、保険プールの設立に適用免除を付与する理由として、欧州委員会は、新規リスクを対象とするプールについては、「当該リスクを補償するためにどのような引受能力が必要であるか、又は 2 以上のそのようなプールがこの種の保険を提供するために共存し得るか否かを事前に知ることは不可能である」ことを挙げている（同 15 段）。また、既存のリスクを対象とするプールについて、「競争の制限に関わる共同保険及び共同再保険プールは、2 以上の競合する保険事業体(insurance entities)により置き換えることが可能な場合でも、特定の限られた状況では、条約第 101 条 3 項に基づく免除を正当化するなどの利益に関係することがあることも認識されている。例えば、そのようなグループは、関連する保険分野の必要な経験を構成員に与えたり、有利な条件での共同再保険を通じてコスト削減又は保険料の引下げが可能」となるとした上で、こうした事態に当てはまるのは、当該プールの市場占拠率が所定の基準以下にとどまり、かつ当該プールに参加していない事業者からの現実又は潜在的な競争にさらされている場合であると考えている（同 17 段）。

2 適用除外制度の変遷

保険業への競争法の適用及び競争法の適用除外制度については、我が国のほうが、EU よりも長い歴史を有している。すなわち、1947 年の独占禁止法施行を受け、保険業法（1951 年改正）及び料団法（1948 年制定・施行）に独占禁止法の適用除外に関する規定が置かれた。保険業法の下、適用除外対象とされる保険の種類は、その後の改正（1953 年改正、1955 年改正及び 1966 年改正）により追加され、また料団法の下で料率団体が算出する保険料率については、1951 年改正により、大蔵大臣の認可を受けた料率の使用が義務付けられることとなった。その後、独占禁止法の適用除外制度が競争に与える弊害が認識され、1990 年代以降、独占禁止法の適用除外制度見直しが行われ、また金融制度改革の流れの中で、両法の改正（保険業法・料団法の 1995 年改正、料団法の 1998 年改正）が実施され、現在の適用除外制度に至っている。

他方、EU 競争法においては、初期の段階では保険業に対しては EU 競争法

が適用されないという見解もみられ、欧州司法裁判所により競争法が保険業にも適用されることが確認されたのは、Fire Insurance 事件判決（1988 年）によってであった。その後、欧州委員会は、保険業に対する一括適用免除規則の制定について理事会の授権を受け、1992 年に第一次適用免除規則を制定するに至った。同規則の下では、①共同計算等の実施、②標準保険約款の作成、③保険プールの設立及び④安全装置の検査及び承認が適用免除付与対象とされた。適用免除付与対象は、第二次適用免除規則（2003 年）にも引き継がれたが、現行適用免除規則（2010 年）においては、①共同計算等の実施及び②保険プールの設立の 2 種類の共同行為に縮減された。この背景には、保険業に対する一括適用免除規則を始め、適用される事業分野が限定された個別の一括適用免除規則を整理し、産業横断的に適用される一括適用免除規則に集約するという欧州委員会の方針とともに、現行適用免除規則の制定過程において、保険業における適用免除対象は保険業の遂行に当たって必要不可欠なものに限ることとされたことがある。

上述のとおり、我が国独占禁止法における適用除外制度及び E U 競争法の適用免除制度ともに、制度創設後、数次にわたる改正が行われてきているが、改正の方向性については、両者とも保険業における競争を確保する観点から適用除外対象・適用免除対象を整理・縮減してきたという点で共通している。

3 適用除外対象とされる共同行為

（1）我が国独占禁止法の適用除外制度と E U 競争法の適用免除制度

我が国独占禁止法における適用除外制度と、E U 競争法における適用免除制度には、制度趣旨が共通し、また適用除外対象及び適用免除対象が縮減されてきたという経緯でも共通しているが、両者間には根本的な制度上の差異が存在することを想起する必要がある。

すなわち、我が国独占禁止法の適用除外制度については、一定の政策目的等を達成するとの観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するものである¹⁴¹。これに対し、E U 競争法の適用免除制度は、そもそも E U 運営条約第 101 条第 1 項の適用対象とはならない、すなわち同項の要件（①事業者間の協定、事業者団体の決定又は協調行為のいずれかに該当すること、②共同市場における競争を阻害する効果・目的を有すること、③加盟国間通商に影響を与えること）を満たさない事業者間の協定等、すなわち初めから E U 競争法の適用対象とはならないとされた事業者間の協定等につ

¹⁴¹ 前掲有泉・13 頁。

いて、同条第3項の規定により同条第1項の適用を免除するというのではなく、同条第1項の要件を満たし、本来であれば同項により禁止される事業者間の協定等について、同条第3項所定の要件を満たす場合に適用免除を付与し、同条第1項を適用しないこととするものである。

E U競争法の適用免除制度における一括適用免除規則は、所定の要件を満たす行為についてE U競争法が適用されないことを示す「セーフハーバー」としての役割を有する。しかしながら、現行適用免除規則を含む一括適用免除規則の適用対象とならない事業者間の協定等についても、直ちに同条第1項違反となるのではなく、同条3項の要件に照らして個別に適用免除対象となるか否かが検討され、適用免除の要件が満たされる場合には、同条第1項は適用されない。例えば、新規リスクを除く共同（再）保険プールのうち、市場占拠率要件から現行適用免除規則によっては適用免除対象とならないものについては、関係事業者・事業者団体が同条第3項の要件への適合性を自己評価し、その結果、同条3項の要件を満たすものについては、同条第1項が適用されないこととなる。しかしながら、現行施行規則の下では、旧施行規則に規定されていた個別適用免除申請手続が廃止されたものの、同条第3項の要件該当性を正式に判断するのは、欧州委員会及び現行施行規則の下で同条第3項の適用権限が付与された加盟国競争当局・裁判所となっている。ゆえに、事業者・事業者団体が協定等を自己評価し、同条3項の要件を満たすため適用免除対象となると考えた場合でも、後日、欧州委員会又は加盟国競争当局により事件化された場合、審査の結果、当該協定が同条第3項の要件を満たさないため個別適用免除の対象とはならず、結果的に同条第1項違反とされる可能性は残されている。これは、自己の共同行為を個別適用免除対象となるものとして実施した場合、事業者・事業者団体がリスクを負うことを意味する。

我が国独占禁止法においては、適用除外対象とされる行為が明確に定められているのに対し、E U競争法において適用免除対象とされる行為の外延は不明確なものとならざるを得ない。これは、E U競争法において適用免除対象とされる行為には、一括適用免除規則により適用免除対象とされるものに加え、最終的にE U競争法が適用される可能性が否定できない個別適用免除の対象となるものが存在する、E U競争法の適用免除制度の重層的な構造による。

（２）適用除外とされる共同行為の異同

我が国独占禁止法及びE U競争法において適用除外対象とされる共同行為の異同については、上述のとおりE U競争法により適用免除対象とされる行為の

外延に不明確性が残るため、両者の適用免除対象の範囲を重ね合わせて厳密に比較するのは困難な点がある。しかしながら、両者に共通して適用除外対象とされているものとして、保険プールの創設がある。この点、我が国独占禁止法は、一定の保険プールについて保険業法第101条第1項第1号により独占禁止法の適用が全面的に免除されているもの及び同2号により特定の行為について独占禁止法の適用が免除されているものがある。

他方、EU競争法は、保険プールについては、適用免除規則により新規リスクを対象とする保険プールについては、市場占拠率に関係なく3年間、その他の既存のリスクを対象とする保険プールについては所定の市場占拠率以下のものが適用免除対象とされている。なお、原子力プール及びテロリズム・プール等プールを設立しなくては引き受けることが困難であると考えられている保険については、そもそも競争法上の問題を惹起しないため、本適用免除規則の適用対象とはならない。

（３）共同行為の実態

我が国では、金融庁長官は、保険事業者から認可申請のあった共同行為を認可するに際して、あらかじめ公正取引委員会の同意を得なければならない仕組みとなっている。このため、公正取引委員会は共同行為の内容等を知る得る立場にある。

他方、EUにおいては、新施行規則の下、個別適用免除の事前届出制度及びネガティブ・クリアランス制度そのものが廃止されたため、ヒアリング調査によると、欧州委員会競争総局及び加盟国競争当局ともに、保険事業者による共同行為の詳細を把握していないとのことであった。

しかしながら、EUにおける共同行為の実態として、ヒアリング調査及び文献調査により調査対象とした加盟国（オランダ、英国及びベルギー）それぞれに原子力プール及びテロリズム・プールが設置されていることが明らかになった¹⁴²。このうち、我が国、調査対象国に共通する共同行為として原子力プールがあり、我が国、EU¹⁴³ともに、原子力プールに対しては独占禁止法、競争法が適用されないという点で共通点が見られる。

¹⁴² このほかの保険プールについての詳細については、把握することができなかったが、航空保険プール、船舶保険プール及び外航貨物保険プールについては、事業の性格及び事業運営の必要上、存在しているものと思われる。

¹⁴³ ここで比較検討の対象としているのは、我が国の原子力プールとオランダの原子力プールであるが、オランダの原子力プールについては、欧州委員会によりEU競争法適用の是非が判断されたところ、原子力プールに対して競争法が適用されないとの見解は、欧州委員会の見解と見てよいと考える。

我が国における原子力プール（日本原子力保険プール）は、保険業法第 101 条第 1 項第 1 号の下、独占禁止法の適用が全面的に適用対象外となっている。他方、オランダの原子力保険プール（Atoompool）も、設立の際に欧州委員会により、競争法に違反するものではないとして、非該当証明（ネガティブ・クリアランス）が発出されたものである¹⁴⁴。

第 5 章 結語

第 4 章では、我が国独占禁止法の保険業における適用除外制度と、EU の競争法（EU 競争法及び加盟国競争法）の保険業における適用免除制度について、比較検討を行った。本共同研究の結論は、次のとおりである。

第一に、適用除外制度の必要性については、我が国独占禁止法及び EU 競争法ともに、保険業に固有の事情に配慮して、保険プールの創設及び保険団体が純保険料率を算出・提供することについて、適用除外制度が置かれ、又は個別に許容しているという点では共通している。また、我が国保険業法及び料団法の改正の経緯並びに EU 現行適用免除規則の改正経緯を見ても、保険業分野においても競争原理をより徹底すべく、適用除外とされる行為の対象を縮小してきているという点でも、共通している。

我が国独占禁止法の保険業における適用除外制度において適用除外とされる共同行為は、保険業法及び料団法において明確に規定されている。また、手続的にも、保険事業者が共同行為をする場合には、金融庁長官へ申請を行い、金融庁長官は認可に際してあらかじめ公正取引委員会の同意を得ることが求められており、競争当局たる公正取引委員会は保険事業者による共同行為の内容を知り得る立場にある。

他方、EU の現行適用免除規則は、適用免除対象となる保険事業者による共同行為をセーフハーバーとして示すにとどまっており、また、適用免除規則の適用対象とならない保険事業者間の協定等についても個別適用免除の対象となる余地があるが、正式な判断については、欧州委員会及び加盟国競争当局・裁判所の判断を待つ必要があり、事業者自身が適用免除の要件への該当性を自己

¹⁴⁴ ここでは、競争当局から原子力プールに対する競争法の適用について聴取することができたオランダの例のみを掲げる。英国及びベルギーにおける原子力プールについては、両競争当局のヒアリング対象者がその詳細を把握していなかったが、巨大リスクに対するプール（原子力プール、テロリズム・プール等）については、そもそも競争法が適用されないとの欧州委員会の考え方（前文 13 段）が示されていることに鑑みると、英国及び、ベルギー競争当局も、原子力プールに対しては、そもそも競争法が適用されないと考えているものと思われる。

評価する段階では、適用免除付与対象となるか否かを確定することはできない。この点に関連して、事業者自身による自己評価の一助とするため、「水平協定ガイドライン」に従前の第二次適用免除規則において適用免除対象とされていた安全装置の規格と標準保険約款についての欧州委員会の見解が示されている。しかしながら、ガイドラインは適用免除対象となる行為の外延を明示するものではなく、また告示(communication)の法形式をとるところ、規則(regulation)の法形式をとる現行適用免除規則とは異なり、法的拘束力を欠くものである。このため、EU競争法において適用免除対象とされる共同行為の範囲には不明確なところが残らざるを得ない。また、手続的にも、現行施行規則の下では、個別適用免除規則の事前届出制度が廃止されているところ、競争当局たる欧州委員会競争総局、加盟国競争当局ともに保険事業者による共同行為の内容を把握することは困難となっている。

第二に、具体的に適用除外とされる共同行為のうち、保険プールについては、我が国及びEUとも、原子力保険などの大規模リスクに対応するための保険については、保険会社が単独で引き受けることが困難等の理由で、保険プールの創設は不可欠として独占禁止法・競争法を適用しないという点においては共通している。しかしながら、これらの保険プールについて、我が国においては、独占禁止法の規制対象として位置付けた上で、適用除外対象としているのに対し、EUにおいては、プールがなければその構成員だけでは十分な保証を行えない可能性のあるリスクを対象とするものであるところ、そもそもEU運営条約第101条1項にいう競争の制限を生じさせるものではないとして、競争法の規制対象から外している。

その他の保険プールについては、我が国では、保険業法により個別具体的に適用除外としているのに対し、EUでは、現行適用免除規則において、新規リスクを対象とするものについて、3年間という期限を付すものの市場占拠率は問わず、また既存リスクを対象とする(再)保険プールについて、原則20ないし25%の市場占拠率要件等を満たすものを適用免除対象とするという考え方が示されている。

また、保険団体が純保険料率を算出し、保険事業者等に提供する行為については、我が国では適用除外の対象とされていないのに対し、EUでは適用免除の対象とされているという違いがある。しかしながら、かかる行為について独占禁止法・競争法上問題としていない点は共通である。

これらの相違は、我が国独占禁止法とEU競争法の規制構造の違いに起因するものであると考えられる。

なお、今回の研究では、各国競争当局等へのヒアリング調査によっても、オランダ、イギリス及びベルギーの保険プールの実態及び保険プールに対する適用免除の詳細な実態、特に我が国において適用除外とされている航空保険、船舶保険及び外航貨物保険の各保険プールの加盟国競争法における扱いが把握できなかった。このため、上記結論は、我が国の保険業における適用除外制度とEUの保険業における適用免除制度について、包括的に比較した上での確定的な結論ではないことを付言したい。

以 上

資 料

- 1 独占禁止法の保険業における適用除外関連条文（抄）・・・1
- 2 EUの運営に関する条約関連条文（原文）（抄）・・・4
- 3 EUの運営に関する条約関連条文（和訳）（抄）・・・5
- 4 EU保険業における一括適用免除規則（原文）（抄）・・・6
- 5 EU保険業における一括適用免除規則（和訳）（抄）・・・12
- 6 オランダ競争法関連条文（英訳，原文＝オランダ語）（抄）・・・18
- 7 オランダ競争法関連条文（和訳）（抄）・・・19
- 8 英国競争法関連条文（原文）（抄）・・・20
- 9 英国競争法関連条文（和訳）（抄）・・・22
- 10 ベルギー競争法関連条文（英訳，原文＝オランダ語／フランス語）（抄）・・・24
- 11 ベルギー競争法関連条文（和訳）（抄）・・・26

1 独占禁止法の保険業における適用除外関連条文（抄）

保険業法（平成7年6月7日法律第105号）

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第101条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、次条第1項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者若しくは被保険者の利益を不当に害することとなるとき、又は第105条第4項の規定による公示があった後1月を経過したとき（同条第3項の請求に応じ、内閣総理大臣が第103条の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一 航空保険事業（航空機（ロケットを含む。以下この号において同じ。）若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的とする保険又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険の引受けを行う事業をいい、航空機搭乗中の者の傷害に関する保険の引受けに係る事業を含む。）、原子力保険事業（原子力施設を保険の目的とする保険又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険の引受けを行う事業をいう。）、自動車損害賠償保障法の規定に基づく自動車損害賠償責任保険事業又は地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に規定する地震保険契約に関する事業の固有の業務につき損害保険会社が他の損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）と行う共同行為

二 前号以外の保険の引受けに係る事業において、危険の分散又は平準化を図るためにあらかじめ損害保険会社と他の損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）との間で、共同して再保険することを定めておかなければ、保険契約者又は被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合に、当該再保険契約又は当該再保険に係る保険契約につき次に掲げる行為の全部又は一部に関し損害保険会社が他の損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）と行う共同行為

イ 保険約款の内容（保険料率に係るものを除く。）の決定

ロ 損害査定の方法の決定

ハ 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定

ニ 再保険料率及び再保険に関する手数料の決定

2 第105条第3項の規定による請求が共同行為の内容の一部について行われたときは、その共同行為の内容のうちその請求に係る部分以外の部分については、前項ただし書（同条第4項の規定による公示に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、前項本文の規定の適用があるものとする。

（共同行為の認可）

第102条 損害保険会社は、前条第1項各号の共同行為を行い、又はその内容を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請に係る共同行為の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者の利益を不当に害さないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。

四 危険の分散又は平準化その他共同行為を行う目的に照らして必要最小限度であること。

(共同行為の変更命令及び認可の取消し)

第 103 条 内閣総理大臣は、前条第 1 項の認可に係る共同行為の内容が同条第 2 項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その損害保険会社に対し、その共同行為の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(共同行為の廃止の届出)

第 104 条 損害保険会社は、共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(公正取引委員会との関係)

第 105 条 内閣総理大臣は、第 102 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 内閣総理大臣は、第 103 条の規定による処分をしたとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第 102 条第 1 項の認可を受けた共同行為の内容が同条第 2 項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣に対し、第 103 条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

損害保険料率算出団体に関する法律（昭和 23 年法律第 193 号）

(定義等)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険料率 損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいう。

二 純保険料率 保険料率のうち、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分の保険料の保険金額に対する割合をいう。

三 (略)

四 (略)

五 参考純率 損害保険料率算出団体が算出する純保険料率（次号に掲げる基準料率に係るものを除く。）であつて、この法律に基づく届出その他の手続を経たときはその会員による保険料率の算出の基礎とし得るものとして算出するものをいう。

六 基準料率 損害保険料率算出団体が算出する保険料率であつて、この法律に基づく届出その他の手続を経たときはその会員によるその使用につき保険業法の規定による認可又は届出があつたものとみなされるものとして算出するものをいう。

(料率団体の設立)

第3条 1～4 (略)

5 料率団体が基準料率の算出を行うことができる保険の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 自動車損害賠償保障法 (昭和三十年法律第九十七号) の規定に基づく自動車損害賠償責任保険
- 二 地震保険に関する法律 (昭和四十一年法律第七十三号) の規定に基づく地震保険

(業務の範囲)

第7条の2 料率団体は、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

- 一 参考純率を算出し、会員の利用に供すること。
- 二 基準料率を算出し、会員の利用に供すること。

2 料率団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

- 一 保険料率の算出に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を会員に提供すること。
- 二 保険料率に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
- 三 前項各号及び前二号に掲げる業務に付随する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第7条の3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号) 第8条 (第1号及び第4号に係る部分に限る。) の規定は、料率団体が第7条の2第1項 (第2号に係る部分に限る。) の規定に基づいて行う行為には、適用しない。ただし、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者又は被保険者の利益を不当に害することとなるときは、この限りでない。

損害保険料率算出団体に関する内閣府令 (平成8年2月29日大蔵省令第7号)

(料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類)

第3条 法第3条第4項 に規定する保険の種類は、次に掲げる保険の種類とする。

- 一 火災保険
- 二 傷害保険
- 三 自動車保険
- 四 医療費用保険
- 五 介護費用保険

2 EUの運営に関する条約関連条文（原文）（抄）

TITLE VII
COMMON RULES ON COMPETITION, TAXATION AND APPROXIMATION OF LAWS
CHAPTER 1
RULES ON COMPETITION
SECTION 1
RULES APPLYING TO UNDERTAKINGS

Article 101(ex Article 81 TEC)

1. The following shall be prohibited as incompatible with the internal market: all agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerted practices which may affect trade between Member States and which have as their object or effect the prevention, restriction or distortion of competition within the internal market, and in particular those which:

- (a) directly or indirectly fix purchase or selling prices or any other trading conditions;
- (b) limit or control production, markets, technical development, or investment;
- (c) share markets or sources of supply;
- (d) apply dissimilar conditions to equivalent transactions with other trading parties, thereby placing them at a competitive disadvantage;
- (e) make the conclusion of contracts subject to acceptance by the other parties of supplementary obligations which, by their nature or according to commercial usage, have no connection with the subject of such contracts.

2. Any agreements or decisions prohibited pursuant to this Article shall be automatically void.

3. The provisions of paragraph 1 may, however, be declared inapplicable in the case of:

- any agreement or category of agreements between undertakings,
- any decision or category of decisions by associations of undertakings,
- any concerted practice or category of concerted practices,

which contributes to improving the production or distribution of goods or to promoting technical or economic progress, while allowing consumers a fair share of the resulting benefit, and which does not:

- (a) impose on the undertakings concerned restrictions which are not indispensable to the attainment of these objectives;
- (b) afford such undertakings the possibility of eliminating competition in respect of a substantial part of the products in question.

3 EUの運営に関する条約関連条文（和訳）（抄）

第7編

競争、税制及び法の調和に関する共通規則

第1章

競争に関する規則

第1節

事業者に対して適用される規則

第101条【競争阻害行為の禁止】

- 1 加盟国間の通商に影響を与えるおそれがあり、かつ、共同体市場における競争を阻害し、制限し又は歪曲する目的を有し又は効果をもたらす協定、事業者団体の決定及び協調行為は、域内市場と両立しないものとして禁止されるものとする。取り分け次の各号の一に該当するものは禁止される。
 - （a）購入価格、販売価格その他の取引条件の直接又は間接の取り決め
 - （b）生産、販路、技術開発又は投資の制限又は統制
 - （c）市場又は供給源の配分
 - （d）取引の相手方に対し同等の給付に関して異なる条件を適用し、その結果競争上相手方に不利益となるもの
 - （e）その給付の性質上又は商慣習からして契約の対象と関連を持たない追加の給付を行うことを相手方が受諾することを契約締結の条件とするもの
- 2 本条の規定により禁止される協定及び決定は自動的に無効である。
- 3 ただし、次に掲げるものについては、第1項の規定を適用しない旨宣言されることがある。
 - －事業者間の協定又は一定類型の協定
 - －事業者団体の決定又は一定類型の決定
 - －協調行為又は一定類型の協調行為であって、商品の生産若しくは販売の改善又は技術若しくは経済発展の促進に役立ち、同時にその結果生じる利益を消費者にも公平に還元（分配）するものであり、かつ、次の各号の一に該当しないもの。
 - （a）前記の目的達成上必要不可欠でない制限を参加事業者に課すこと。
 - （b）当該商品の実質的（相当）部分において、参加事業者間の競争を排除する可能性をもたらすこと。

4 EU保険業における一括適用免除規則（原文）（抄）

COMMISSION REGULATION (EU) No 267/2010

of 24 March 2010 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union
to certain categories of agreements, decisions and concerted practices in the insurance sector

Preamble

.....

(9) Collaboration between insurance undertakings or within associations of undertakings in the compilation of information (which may also involve some statistical calculations) allowing the calculation of the average cost of covering a specified risk in the past or, for life insurance, tables of mortality rates or of the frequency of illness, accident and invalidity, makes it possible to improve the knowledge of risks and facilitates the rating of risks for individual companies. This can in turn facilitate market entry and thus benefit consumers. The same applies to joint studies on the probable impact of extraneous circumstances that may influence the frequency or scale of claims, or the yield of different types of investments. It is, however, necessary to ensure that such collaboration is only exempted to the extent to which it is necessary to attain these objectives. It is therefore appropriate to stipulate in particular that agreements on commercial premiums are not exempted. Indeed, commercial premiums may be lower than the amounts indicated by the compilations, tables or study results in question, since insurers can use the revenues from their investments in order to reduce their premiums. Moreover, the compilations, tables or studies in question should be non-binding and serve only for reference purposes. The exchange of information not necessary to attain the objectives set out in this recital should not be covered by this Regulation.

(10) Moreover, the narrower the categories into which statistics on the cost of covering a specified risk in the past are grouped, the more leeway insurance undertakings have to differentiate their commercial premiums when they calculate them. It is therefore appropriate to exempt joint compilations of the past cost of risks on condition that the available statistics are provided with as much detail and differentiation as is actuarially adequate.

(11) Furthermore, access to the joint compilations, tables and study results is necessary both for insurance undertakings active on the geographic or product market in question and for those considering entering that market. Similarly access to such compilations, tables and study results may be of value to consumer organisations or customer organisations. Insurance undertakings not yet active on the market in question and consumer or customer organisations must be granted access to such compilations, tables and study results on reasonable, affordable and non-discriminatory terms, as compared with insurance undertakings already present on that market. Such terms might for example include a commitment from an insurance undertaking not yet present on the market to provide statistical information on claims, should it ever enter the market and might also include membership of the association of insurers responsible for producing the compilations. An exception to the requirement to grant access to consumer organisations and customer organisations should be possible on the grounds of public security, for example where the information relates to the security systems of nuclear plants or the weakness of flood prevention systems.

(12) The reliability of joint compilations, tables and studies becomes greater as the amount of statistics on which they are based is increased. Insurers with high market shares may generate sufficient statistics internally to be able to make

reliable compilations, but those with small market shares may not be able to do so, and new entrants are even less likely to be able to generate such statistics. The inclusion in such joint compilations, tables and studies of information from all insurers on a market, including large ones, in principle promotes competition by helping smaller insurers, and facilitates market entry. Given this specificity of the insurance sector, it is not appropriate to subject any exemption for such joint compilations, tables and studies to market share thresholds.

(13) Co-insurance or co-reinsurance pools can, in certain limited circumstances, be necessary to allow the participating undertakings of a pool to provide insurance or reinsurance for risks for which they might only offer insufficient cover in the absence of the pool. Those types of pools do not generally give rise to a restriction of competition under Article 101(1) of the Treaty and are thus not prohibited by it.

(14) Co-insurance or co-reinsurance pools can allow insurers and reinsurers to provide insurance or reinsurance for risks even if pooling goes beyond what is necessary to ensure that such a risk is covered. However, such pools can involve restrictions of competition, such as the standardisation of policy conditions and even of amounts of cover and premiums. It is therefore appropriate to lay down the circumstances in which such pools can benefit from exemption.

(15) For genuinely new risks it is not possible to know in advance what subscription capacity is necessary to cover the risk, nor whether two or more pools could co-exist for the purposes of providing the specific type of insurance concerned. A pooling arrangement offering the co-insurance or co-reinsurance of such new risks can therefore be exempted for a limited period of time without a market share threshold. Three years should constitute an adequate period for the constitution of sufficient historical information on claims to assess the necessity or otherwise of a pool.

(16) Risks which did not previously exist should be considered as new risks. However, in exceptional circumstances, a risk may be considered as a new risk where an objective analysis indicates that the nature of the risk has changed so materially that it is not possible to know in advance what subscription capacity is necessary in order to cover such a risk.

(17) For risks which are not new, co-insurance and co-reinsurance pools which involve a restriction of competition may, in certain limited circumstances, involve benefits so as to justify an exemption under Article 101(3) of the Treaty, even if they could be replaced by two or more competing insurance entities. They may, for example, allow their participating undertakings to gain the necessary experience of the sector of insurance involved, or they may allow cost savings, or reduction of commercial premiums through joint reinsurance on advantageous terms. However, any exemption should be limited to agreements which do not afford the undertakings involved the possibility of eliminating competition in respect of a substantial part of the products in question. Consumers can benefit effectively from pools only if there is sufficient competition in the relevant markets in which the pools operate. This condition should be regarded as being met when the market share of a pool remains below a given threshold and can therefore be presumed to be subject to actual or potential competition from undertakings which are not participating in that pool.

(18) This Regulation should therefore grant an exemption to any such co-insurance or co-reinsurance pool which has existed for more than three years, or which is not created in order to cover a new risk, on condition that the combined market share held by the participating undertakings does not exceed certain thresholds. The threshold for co-insurance pools should be lower because co-insurance pools may involve uniform policy conditions and commercial premiums. For the assessment of whether a pool fulfils the market share condition, the overall market share of the participating undertakings should be aggregated. The market share of each participating undertaking is based on the overall gross

premium income of that participating undertaking both within and outside that pool in the same relevant market. These exemptions however should only apply if the pool in question meets the further conditions laid down in this Regulation, which are intended to keep to a minimum the restrictions of competition between the participating undertakings of the pool. An individual analysis would be necessary in such cases, in order to determine whether or not the conditions set out in this Regulation are fulfilled.

CHAPTER I – DEFINITIONS

Article 1 - Definitions

For the purposes of this Regulation, the following definitions shall apply:

1. ‘agreement’ means an agreement, a decision of an association of undertakings or a concerted practice;
2. ‘participating undertakings’ means undertakings party to the agreement and their respective connected undertakings;
3. ‘connected undertakings’ means:
 - (a) undertakings in which a party to the agreement, directly or indirectly:
 - (i) has the power to exercise more than half the voting rights; or
 - (ii) has the power to appoint more than half the members of the supervisory board, board of management or bodies legally representing the undertaking; or
 - (iii) has the right to manage the undertaking’s affairs;
 - (b) undertakings which directly or indirectly have, over a party to the agreement, the rights or powers listed in point (a);
 - (c) undertakings in which an undertaking referred to in point (b) has, directly or indirectly, the rights or powers listed in point (a);
 - (d) undertakings in which a party to the agreement together with one or more of the undertakings referred to in points (a), (b) or (c), or in which two or more of the latter undertakings, jointly have the rights or powers listed in point (a);
 - (e) undertakings in which the rights or powers listed in point (a) are jointly held by:
 - (i) parties to the agreement or their respective connected undertakings referred to in points (a) to (d); or
 - (ii) one or more of the parties to the agreement or one or more of their connected undertakings referred to in points (a) to (d) and one or more third parties;
4. ‘co-insurance pools’ means groups set up by insurance undertakings either directly or through brokers or authorised agents, with the exception of ad-hoc co-insurance agreements on the subscription market, whereby a certain part of a given risk is covered by a lead insurer and the remaining part of the risk is covered by follow insurers who are invited to cover that remainder, which:
 - (a) agree to underwrite, in the name and for the account of all the participants, the insurance of a specified risk category; or
 - (b) entrust the underwriting and management of the insurance of a specified risk category, in their name and on their behalf, to one of the insurance undertakings, to a common broker or to a common body set up for this purpose;
 - (i) has the power to exercise more than half the voting rights; or
 - (ii) has the power to appoint more than half the members of the supervisory board, board of management or bodies legally representing the undertaking; or
 - (iii) has the right to manage the undertaking’s affairs;

5. 'co-reinsurance pools' means groups set up by insurance undertakings either directly or through broker or authorised agents, possibly with the assistance of one or more reinsurance undertakings, with the exception of ad-hoc co-reinsurance agreements on the subscription market, whereby a certain part of a given risk is covered by a lead insurer and the remaining part of this risk is covered by follow insurers who are then invited to cover that remainder in order to:

- (a) reinsure mutually all or part of their liabilities in respect of a specified risk category;
- (b) incidentally accept, in the name and on behalf of all the participants, the reinsurance of the same category of risks;

6. 'new risks' means:

- (a) risks which did not previously exist, and for which insurance cover requires the development of an entirely new insurance product, not involving an extension, improvement or replacement of an existing insurance product; or
- (b) in exceptional cases, risks the nature of which has, on the basis of an objective analysis, changed so materially that it is not possible to know in advance what subscription capacity is necessary in order to cover such a risk;

7. 'commercial premium' means the price which is charged to the purchaser of an insurance policy.

CHAPTER II - JOINT COMPILATIONS, TABLES, AND STUDIES

Article 2 - Exemption

Pursuant to Article 101(3) of the Treaty and subject to the provisions of this Regulation, Article 101(1) of the Treaty shall not apply to agreements entered into between two or more undertakings in the insurance sector with respect to:

- (a) the joint compilation and distribution of information necessary for the following purposes:
 - (i) calculation of the average cost of covering a specified risk in the past (hereinafter compilations);
 - (ii) construction of mortality tables, and tables showing the frequency of illness, accident and invalidity in connection with insurance involving an element of capitalisation (hereinafter tables);
- (b) the joint carrying-out of studies on the probable impact of general circumstances external to the interested undertakings, either on the frequency or scale of future claims for a given risk or risk category or on the profitability of different types of investment (hereinafter studies), and the distribution of the results of such studies.

Article 3 - Conditions for exemption

1. The exemption provided for in Article 2(a) shall apply on condition that the compilations or tables:

- (a) are based on the assembly of data, spread over a number of risk years chosen as an observation period, which relate to identical or comparable risks in sufficient numbers to constitute a base which can be handled statistically and which will yield figures on the following, amongst others:
 - (i) the number of claims during the said period;
 - (ii) the number of individual risks insured in each risk year of the chosen observation period;
 - (iii) the total amounts paid or payable in respect of claims that have arisen during the said period;
 - (iv) the total amount of capital insured for each risk year during the chosen observation period;

- (b) include as detailed a breakdown of the available statistics as is actuarially adequate;
- (c) do not include in any way elements for contingencies, income deriving from reserves, administrative or commercial costs or fiscal or parafiscal contributions, and take into account neither revenues from investments nor anticipated profits. EN 30.3.2010 Official Journal of the European Union L 83/5

2. The exemptions provided for in Article 2 shall apply on condition that the compilations, tables or study results:

- (a) do not identify the insurance undertakings concerned or any insured party;
- (b) when compiled and distributed, include a statement that they are non-binding;
- (c) do not contain any indication of the level of commercial premiums;
- (d) are made available on reasonable, affordable and non-discriminatory terms, to any insurance undertaking which requests a copy of them, including insurance undertakings which are not active on the geographic or product market to which those compilations, tables or study results refer;
- (e) except where non-disclosure is objectively justified on grounds of public security, are made available on reasonable, affordable and non-discriminatory terms, to consumer organisations or customer organisations which request access to them in specific and precise terms for a duly justified reason.

Article 4 - Agreements not covered by the exemption

The exemptions provided for in Article 2 shall not apply where participating undertakings enter into an undertaking or commitment among themselves, or oblige other undertakings, not to use compilations or tables that differ from those referred to in Article 2(a), or not to depart from the results of the studies referred to in Article 2(b).

CHAPTER III - COMMON COVERAGE OF CERTAIN TYPES OF RISKS

Article 5 - Exemption

Pursuant to Article 101(3) of the Treaty and subject to the provisions of this Regulation, Article 101(1) of the Treaty shall not apply to agreements entered into between two or more undertakings in the insurance sector with respect to the setting-up and operation of pools of insurance undertakings or of insurance undertakings and reinsurance undertakings for the common coverage of a specific category of risks in the form of co-insurance or co-reinsurance.

Article 6 - Application of exemption and market share thresholds

1. As concerns co-insurance or co-reinsurance pools which are created in order exclusively to cover new risks, the exemption provided for in Article 5 shall apply for a period of three years from the date of the first establishment of the pool, regardless of the market share of the pool.
2. As concerns co-insurance or co-reinsurance pools which do not fall within the scope of paragraph 1, the exemption provided for in Article 5 shall apply as long as this Regulation remains in force, on condition that the combined market share held by the participating undertakings does not exceed:
 - (a) in the case of co-insurance pools, 20 % of any relevant market;
 - (b) in the case of co-reinsurance pools, 25 % of any relevant market.
3. In calculating the market share of a participating undertaking on the relevant market, account shall be taken of:
 - (a) the market share of the participating undertaking within the pool in question;

- (b) the market share of the participating undertaking within another pool on the same relevant market as the pool in question, to which the participating undertaking is a party; and
 - (c) the market share of the participating undertaking on the same relevant market as the pool in question, outside any pool.
4. For the purposes of applying the market share thresholds provided for in paragraph 2, the following rules shall apply:
 - (a) the market share shall be calculated on the basis of gross premium income; if gross premium income data are not available, estimates based on other reliable market information, including insurance cover provided or insured risk value, may be used to establish the market share of the undertaking concerned;
 - (b) the market share shall be calculated on the basis of data relating to the preceding calendar year.
 5. Where the market share referred to in paragraph 2(a) is initially not more than 20 % but subsequently rises above that level without exceeding 25 %, the exemption provided for in Article 5 shall continue to apply for a period of two consecutive calendar years following the year in which the 20 % threshold was first exceeded.
 6. Where the market share referred to in paragraph 2(a) is initially not more than 20 % but subsequently rises above 25 %, the exemption provided for in Article 5 shall continue to apply for a period of one calendar year following the year in which the level of 25 % was first exceeded.
 7. The benefit of paragraphs 5 and 6 may not be combined so as to exceed a period of two calendar years.
 8. Where the market share referred to in paragraph 2(b) is initially not more than 25 % but subsequently rises above that level without exceeding 30 %, the exemption provided for in Article 5 shall continue to apply for a period of two consecutive calendar years following the year in which the 25 % threshold was first exceeded.
 9. Where the market share referred to in paragraph 2(b) is initially not more than 25 % but subsequently rises above 30 %, the exemption provided for in Article 5 shall continue to apply for a period of one calendar year following the year in which the level of 30 % was first exceeded.
 10. The benefit of paragraphs 8 and 9 may not be combined so as to exceed a period of two calendar years.

Article 7 - Conditions for exemption

The exemption provided for in Article 5 shall apply on condition that:

- (a) each participating undertaking having given a reasonable period of notice has the right to withdraw from the pool, without incurring any sanctions;
- (b) the rules of the pool do not oblige any participating undertaking of the pool to insure or reinsure through the pool and do not restrict any participating undertaking of the pool from insuring or reinsuring outside the pool, in whole or in part, any risk of the type covered by the pool;
- (c) the rules of the pool do not restrict the activity of the pool or its participating undertakings to the insurance or reinsurance of risks located in any particular geographical part of the Union;
- (d) the agreement does not limit output or sales;
- (e) the agreement does not allocate markets or customers; and
- (f) the participating undertakings of a co-reinsurance pool do not agree on the commercial premiums which they charge for direct insurance.

以下（略）

5 EU保険業における一括適用免除規則（和訳）（抄）

保険事業における一定の類型の協定，決定及び協調行為に対する EU の運営に関する
条約第 101 条 3 項の適用に関する 2010 年 3 月 24 日付欧州委員会規則 (EC) 267/2010 号

前文

.....

- (9) 保険事業者間又は事業者団体内の情報(統計上の編集も含む)の編集に関する協力により、過去の特定のリスクを補償する平均費用の編集、又は生命保険については、死亡率表若しくは疾病、事故及び傷病の頻度表の作成が行われ、リスクの知識を向上し、個々の事業者に関するリスクの評価を容易にする。これは同様に市場参入を促進することができるため、消費者に恩恵をもたらす。同じことは、保険金請求の頻度若しくは規模、又は各種の投資の収益に影響を及ぼす可能性のある外部状況の予想される影響に関する共同研究にも当てはまる。しかしながら、そのような協力については、これらの目標を達成するために必要な場合に限り免除することが必要である。そのため、営業保険料に関する協定には免除は付与されない旨規定することが適切である。実際、保険事業者は保険料を引き下げるために投資収益を利用することができるため、営業保険料は当該編集、表又は研究の結果示される金額を下回る可能性がある。さらに、当該編集、表又は研究は拘束力がなく、専ら参照のために用いられるべきである。本段に規定される目的達成のために必要ではない情報交換は、本規則の対象とされるべきではない。
- (10) また、過去の特定のリスクを補償する費用に関する統計値が分類される区分が狭いほど、保険事業者が営業保険料を編集する際に営業保険料に違いを出す自由裁量が大きくなる。ゆえに利用可能な統計値に保険数理上適切な詳細と分化(detail and differentiation)が備わっていることを条件として、過去のリスク費用の共同編集に適用免除を付与することが適切である。
- (11) 加えて、そのような編集、表及び研究を利用することは、対象となる地理的市場又は商品市場で活動している保険事業者にとっても、また当該市場への参入を検討している者にとっても必要である。同様にそのような編集、表及び研究を利用することは、消費者団体又は顧客団体にとっても価値がある可能性がある。当該市場でまだ活動していない事業者、消費者又は顧客団体には、当該市場に既に存在する保険事業者と比べて、合理的かつ非差別的条件下で編集、表又は研究の利用可能性が提供されなければならない。そのような条件には、まだ市場に存在していない保険事業者からの、市場に参入した場合には保険金請求に関する統計情報を提供するという約束などが含まれる可能性がある。このような条件には、例えば、現時点では当該市場には存在していないものの参入した際には保険請求数に関する統計的情報を提供する約束のほか、編集の実施に責任を負う保険事業者団体への加入が含まれるかもしれない。消費者団体と顧客団体にアクセスを与える要求の例外は、当該情報が原子力発電所の安全装置、又は洪水防止装置に関するものであるような場合に例外が認められるべきである。
- (12) 共同の編集、表及び研究の信頼性は、基礎とする統計総数が増加するにつれ大きくなる。高い市場占拠率を持つ保険事業者は信頼性のある編集を行う上で十分な統計資料を内部で作成することができるが、市場占拠率の低い者はこれを行うことができず、まして新規参入者はさらに困難であろう。大手を含めた市場の全保険事業者からの情報を共同の編集、表及び研究に含めるこ

とは、小規模事業者を支援することにより競争を促し市場参入を促進する。このような保険分野の特異性を考えると、市場占拠率に基づいて共同編集や共同研究に関する免除を付与することは適切ではない。

- (13) プールがなければその構成員だけでは十分な保証を行えない可能性のあるリスクに保険又は再保険を提供するために、特定の限られた状況では、共同保険プール又は共同再保険プールの必要性が認識されている。この種のプールは、条約第101条1項にいう競争の制限を生じさせないため、同条により禁止されることはない。
- (14) 共同保険又は共同再保険プールは、たとえプールすることがリスクの補償を確実にするために必要な範囲を超えるものであっても、保険会社及び再保険会社がリスクに対し、保険又は再保険を提供することを可能にする。一方、そのようなグループは保険約款の標準化、さらには補償や保険料の金額の標準化など、競争の制限に関わる可能性がある。そのため、当該グループが適用免除から利益を得ることができる条件を規定することが適切である。
- (15) 真に新たなリスクに関して、当該リスクを補償するためにどのような引受能力が必要であるか又は2以上のそのようなプールがこの種の保険を提供するために共存し得るか否かを事前に知ることは不可能である。そのため、そのような新規リスクに共同保険又は共同再保険を提供するプール契約については、市場占拠率基準とは無関係に限られた期間につき免除することができる。3年はある単一のプールの必要性そのほかを評価するのに保険金請求に関する十分な履歴情報を形成する適切な期間となるはずである。
- (16) 以前に存在しなかった危険は、新規リスクと見なされるべきである。しかしながら、例外的な状況では、客観的分析によればその性質が実質的な変化を遂げたため当該危険を補償するために必要な加入資格を事前に知ることができなくなった危険についても新規リスクと見なされる可能性がある。
- (17) 新規でないリスクに関して、競争の制限に関わる共同保険及び共同再保険プールは、2以上の競合する保険事業体(insurance entities)により置き換えることが可能な場合でも、一定の限られた状況では、条約第101条3項に基づく免除を正当化するなどの利益に関係することがあることも認識されている。例えば、そのようなグループは、関連する保険分野の必要な経験を構成員に与えたり、有利な条件での共同再保険を通じてコスト削減又は保険料の引下げを可能にするかもしれない。しかしながら、いかなる適用免除も、関連事業者に当該商品の相当部分に関する競争を排除する可能性を与えない協定に限定しなければならない。消費者は、プールが運営されている関連市場において十分な競争がある場合にのみ効果的に恩恵を受けることができる。本事態は、プールの市場占拠率が所定の基準以下にとどまり、当該プールに参加していない事業者からの現実又は潜在的な競争にさらされていると想定される場合に満たされているとみなされる。
- (18) したがって、本規則は3年を超えて存在するか、新規リスクを補償する目的で設立されない共同保険又は共同再保険プールについては、当該プール内でその構成員により引き受けられた保険商品が所定の基準を超えないことを条件に、適用免除が付与される。共同保険プールは斉一な保険約款や営業保険料を伴う可能性があるため、共同保険プールの基準はより低く設定されている。あるプールが市場占拠率基準を満たしているかを評価するためには、参加事業者の全市場占拠率が合計されるべきである。各参加事業者の市場占拠率は、当該関連市場のプール内及びプール外での当該参加事業者の全純保険料収入に基づく。しかしながら、これらの免除は、当該プールが、

構成員間の競争制限を最小限に抑えることを目的とする、本規則に定める追加条件を満たす場合に限り適用される。かかる場合、本規則に定める条件が満たされるか否かを判断するには、個別の分析が必要となるだろう。

第1章 定義

第1条 定義

本規則において適用される定義は、以下のとおりである。

1. 「協定(agreement)」とは、協定、事業者団体の決定又は協調行為をいう。
2. 「参加事業者(participating undertakings)」とは、協定に当事者として参加する事業者、及びその関連事業者をいう。
3. 「関連事業者(connected undertakings)」とは、以下の一に該当する事業者をいう。
 - (a) 協定当事者のうち、直接又は間接的に以下に該当するもの
 - (i) 議決権の過半数を行使する権限を有する
 - (ii) 監査役会、理事会又は当該事業者を合法的に代表する組織の構成員の過半数を任命する権限を有する
 - (iii) 当該事業者の業務を管理する権限を有する
 - (b) 協定当事者に対して、直接又は間接的に(a)に掲げる権利又は権限を有する事業者
 - (c) (b)に掲げる事業者が、直接又は間接的に(a)に掲げる権利又は権限を有する事業者
 - (d) 協定当事者が(a)、(b)若しくは(c)に掲げる1ないしそれ以上の事業者とともに、又は後者の事業者の2以上が(a)に掲げる権利又は権限を共有する事業者
 - (e) (a)に掲げる権利又は権限を以下により共有する事業者
 - (i) 協定当事者又プールに参加する保険会社の間での交渉・議論を禁止しているのは(a)から(d)に掲げるそれぞれの関連事業者
 - (ii) 協定の1ないしそれ以上の当事者、又は(a)から(d)に掲げるその関連事業者の1ないしそれ以上、及び1ないしそれ以上の第三者
4. 「共同保険プール(co-insurance pools)」とは、以下の保険事業者により設立されるグループをいう。
 - (a) 全参加者の名義かつその負担により特定のリスク区分の保険を引き受けることに同意する
 - (b) 自らの名義で、かつ、自らのために特定のリスク区分の保険の引受け及び管理を保険事業者の1社、及び共通のブローカー又はこの目的で設立された共同組織に委託する
5. 「共同再保険プール(co-reinsurance pools)」とは、場合により1ないしそれ以上の再保険事業者の助力を得て以下の目的で保険事業者により設立されるグループをいう。
 - (a) 特定のリスク区分に関して各自の責任の全部又は一部について相互に再保険を掛けること
 - (b) そのほか、全参加者の名義で、かつ、これを代表して同様のリスク区分の再保険を引き受けること
6. 「新規リスク(new risks)」とは、
 - (a) これまでに存在しなかったリスクで、これに対する付保については既存の保険商品の拡張、改良又は置き換えを伴わない、全く新しい保険商品の開発を要するリスク、又は
 - (b) 例外的な場合、客観的分析によれば、性質が大幅に変化したため、かかるリスクを補償するため必要となる引受条件(subscription capacity)を事前に知ることができないリスクを意味する。

7. 「営業保険料 (commercial premium)」とは、保険契約の購入者に対して請求される料金をいう。

第2章 共同編集、表及び研究

第2条 適用免除

条約第 101 条 3 項に従い、かつ、本規則の規定に則って、条約第 101 条 1 項は、保険分野における 2 以上の事業者間で以下の事項に関して締結される協定には適用されない。

- (a) 以下の事項のため必要な情報の共同編集 (joint compilation) 及び配布
 - (i) 過去の特定のリスクを補償する平均費用の編集 (以下「編集」)
 - (ii) 資本化の要素 (an element of capitalization) に関わる保険に関連して、生命表並びに疾病、事故及び傷病の頻度を示す表 (以下「表」)
- (b) 利害関係のある事業者の外部の一般的状況の予想される影響 (一定のリスク若しくはリスク区分に関する将来的な保険金請求の頻度又は規模に対する影響、又は各種の投資の収益性に対する影響) に関する研究 (以下「研究」) の共同実施及びかかる研究結果の配布

第3条 適用免除の条件

1. 第 2 条 (a) に定める免除は、編集又は表が以下の条件を満たす場合に適用される。

- (a) 統計的な処理が可能で、(取り分け) 以下に関する数値をもたらす根拠として十分な数の同一又は同等のリスクに関連し、観察期間として選ばれたリスク年 (risk-years) にわたるデータの集合に基づくものであること
 - (i) 上記期間中の保険金請求数
 - (ii) 選定された観察期間の各リスク年において付保された個別のリスク数
 - (iii) 上記期間中に生じた保険金請求に関して支払われたか、支払われるべき総額
 - (iv) 選定された観察期間中の各リスク年に付保された資本総額
- (b) 保険数理上適切な程度に詳細にわたる、利用可能な統計値の内訳を含むこと
- (c) 偶発性、引当金に由来する収益、管理若しくは商業費用又は財政的若しくは準財政的拋出 (para-fiscal) に関する要素を含まず、投資による収益も見込み利益も考慮しないこと

2. 第 2 条 (a) 及び第 2 条 (b) に定める免除は、編集、表又は研究が以下の条件を満たす場合に適用される。

- (a) 関連保険事業者又は被保険当事者を特定しないこと
- (b) 編集され配布される場合、拘束力を持たない旨の記述を含むこと
- (c) 営業保険料のいかなる基準も含んでいないこと
- (d) 当該編集、表又は研究結果が言及する地理的又は商品市場で活動していない保険事業者を含め、その写しを要求する保険事業者が合理的かつ無差別的な条件で入手できること
- (e) 非開示が公共の安全の理由により正当化される場合を除き、その写しを要求する消費者団体等利害関係を有する第三者が合理的、金銭的に入手可能、かつ、無差別的な条件で入手できること

第4条 免除の対象とならない協定

第 2 条に定める免除は、参加事業者が第 2 条 (a) に基づき作成されたものと異なる編集若しくは表を使用しないこと、又は第 2 条 (b) に定める研究結果から逸脱しないことについて協定若しくは約束を行

う場合、又は他の事業者が強要する場合には適用されない。

第3章 一定の種類のリスクの共通の補償範囲

第5条 適用免除

条約第101条3項 に従い、本規則の規定に則って、条約第101条1項は共同保険若しくは共同再保険の形式による特定区分のリスクの共通の補償範囲に関する保険業者のプール、又は保険事業者及び再保険事業者のプールの設定及び運営に関する保険部門の2社以上の事業者間で締結される協定に適用されない。

第6条 免除の適用および市場占拠率基準

1. 第5条に定める適用免除は、専ら新規リスクを補償する目的で現行規則の効力発生日以降に設立される共同保険又は共同再保険プールについては、グループの市場占拠率に関係なく、グループが最初に設立された日から3年間にわたり適用される。
2. 第5条に定める適用免除は、第1項の範囲に該当しない共同保険又は共同再保険プールについては、本規則が有効に存続する限り、プール内外の参加事業者の市場占有率の合計が、以下を超えないことを条件として適用される。
 - (a) 共同保険プールの場合、関連市場の20%
 - (b) 共同再保険プールの場合、関連市場の25%
3. 関連市場における参加事業者の市場占拠率を算定する際には、以下の事項が考慮される。
 - (a) 当該プールにおける参加事業者の市場占拠率
 - (b) 当該プールと同一の関連市場に存在し、当該プールの参加事業者が当事者となっている別のプールにおける当該参加事業者の市場占拠率
 - (c) 当該プールと同一の関連市場における参加事業者のプール外での市場占拠率
4. 第2項に定める市場占拠率基準を適用する際には、以下の規則が適用される。
 - (a) 市場占拠率は総保険料収入に基づいて計算される。総保険料収入データが入手できない場合、提供される保険の補償範囲や被保険リスクの価値等ほかの信頼性ある市場情報に基づく推定値を関連事業者の市場占拠率の算出に用いることができる。
 - (b) 市場占拠率は前暦年のデータに基づいて算出される。
5. 第2項(a)に定める市場占有率が当初の20%以下から、その後20%以上25%以下に上昇した場合、第5条に定める免除は、20%の水準を最初に上回った年から2暦年間に引き続き適用される。
6. 第2項(a)に定める市場占拠率が当初の20%以下から、その後25%超に上昇した場合、第5条に定める免除は、22%の水準を最初に上回った年から1暦年間に引き続き適用される。
7. 第4項及び5項の利益は、2暦年の期間を超えて統合することはできない。
8. 第2項(b)に定める市場占拠率が当初の25%以下から、その後30%を超えない基準にまでに上昇した場合、第5項に定める免除は、30%の水準を最初に上回った年から2暦年間に引き続き適用される。
9. 第2項(b)に定める市場占拠率が当初の25%以下から、その後30%超に上昇した場合、第5条に定める免除は、30%の水準を最初に上回った年から1暦年間に引き続き適用される。
10. 第7項及び8項の利益は、2暦年の期間を超えて統合することはできない。

第7条 免除の条件

第5条に定める免除は、以下の条件を満たす場合に適用される。

- (a) 各参加事業者が1年を超えない通知期間を条件として、一切の制裁を被ることなく、プールから離脱する権利を有すること
- (b) プールの規則が、プールの補償対象となる種類のリスクに関して、全部又は一部を問わず、プールを通じて保険又は再保険を掛けることを構成員に強要するものではないこと
- (c) プールの規則が、プール又はその構成員の活動を欧州連合の特定の地理上の地域に所在のリスクの保険又は再保険に限定するものではないこと
- (d) 協定が、企画(output)又は販売を制限しないこと
- (e) 協定が、市場又は顧客を割り当てないこと
- (f) 再保険プールの構成員が、元受保険に課す営業保険料に同意しないこと

以下（略）

6 オランダ競争法関連条文（英訳）（抄）

Act of 22 May 1997, Providing New Rules for Economic Competition

Chapter 3 Anti-competitive agreements

§ 1. Prohibition of anti-competitive agreements

Article 6 Anti-competitive agreements

1. Agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerted practices of undertakings, which have the intention to or will result in hindrance, impediment or distortion of competition on the Dutch market or on a part thereof, are prohibited.
2. Agreements and decisions that are prohibited under paragraph (1) are legally null and void.
3. Paragraph (1) shall not apply to agreements, decisions and concerted practices which contribute to the improvement of production or distribution, or to the promotion of technical or economic progress, while allowing consumers a fair share of the resulting benefits, and which do not:
 - a. impose any restrictions on the undertakings concerned, ones that are not indispensable to the attainment of these objectives, or
 - b. afford such undertakings the possibility of eliminating competition in respect of a substantial part of the products and services in question.
4. Any undertaking or association of undertakings invoking paragraph (3) shall provide proof that the conditions of that paragraph are met.

§ 3. Exemptions

Article 12 Agreements to which Article 85(1) of the Treaty is declared inoperative

Article 6(1) shall not apply to agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerted practices of undertakings to which **Article 85(1) of the Treaty** is declared inoperative, pursuant to a Regulation of the Council of the European Union or to a Regulation of the Commission of the European Communities.

Article 15 Agreements contributable to industry, trade or technical and economic progress

1. By Order in Council, subject to conditions and restrictions if necessary, Article 6(1) may be declared inoperative in respect of such categories of agreements, decisions or practices, as referred to in the said Article, as defined in the said order, which contribute to the improvement of production or distribution of goods or to the promotion of technical or economic progress, while allowing consumers a fair share of the resulting benefits, and which do not:
 - a. impose any restrictions on the undertakings concerned, ones that are not indispensable to the attainment of these objectives, or
 - b. afford such undertakings the possibility of eliminating competition in respect of a substantial part of the products and services in question.
2. An Order in Council, as referred to in paragraph (1), may stipulate that the Board may issue a decision declaring Article 6(1) nonetheless applicable to an agreement, a decision or a concerted practice which, pursuant to that Order, is not subject to Article 6(1), if the conditions set out in that Order in Council are satisfied.
3. - 4. 略

7 オランダ競争法関連条文（和訳）（抄）

経済的競争に対する新規則を規定する 1997 年 5 月 22 日の法律

第 3 章 反競争的協定

第 1 節 反競争的協定の禁止

第 6 条 反競争的協定

1. オランダ市場、又はその一部における競争を阻害(hindrance, impediment)若しくは歪曲する意図を有する、又は阻害若しくは歪曲することとなる事業者間の協定、事業者団体の決定及び事業者間の協調行為は禁止される。
2. 前項の下で禁止される協定及び決定は、法的に無効である(legally null and void)。
3. 前 1 項の規定は、生産若しくは販売の改善又は技術的若しくは経済的進歩の促進に役立ち、かつ、消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配を行うものであって、次の各号の一に該当しない協定、決定及び協調行為については、適用されない。
 - a. 前記の目的達成のために必要不可欠ではない制限を参加事業者に課すること
 - b. 当該商品及びサービスの実質的部分について、競争を排除する可能性を参加事業者に与えること
4. 前項の規定を援用する事業者又は事業者団体は、前項に掲げられた要件が満たす証拠を示さなければならない。

第 3 節 適用免除

第 12 条 適用免除

EU 理事会規則又は欧州委員会規則の一により、[EC] 条約 85 条 1 項（訳注－EU 運営条約 101 条 1 項）が適用されないと宣言された事業者間の協定、事業者団体の決定及び事業者間の協調行為に対しては、6 条 1 項は適用されない。

第 15 条 産業、通商、又は技術的及び経済的發展に寄与する協定

1. 競争庁の命令(by Order in Council, bij algemene maatregel van bestuur)により、6 条 1 項の規定は、同項に規定され、当該命令に規定される類型の協定、決定又は〔協調〕行為であって、生産若しくは販売の改善又は技術的若しくは経済的進歩の促進に役立ち、かつ、消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配を行うものについては、必要と認められる場合には条件及び制限を付した上で、適用されない。
 - a. 前記の目的達成のために必要不可欠ではない制限を参加事業者に課すること
 - b. 当該商品及びサービスの実質的部分について、競争を排除する可能性を参加事業者に与えること
2. 前 1 項の命令には、委員会 (Board) が、当該命令に掲げられた条件が満たされる場合には、当該命令に従い、協定、決定又は協調行為に対して 6 条 1 項は適用されない旨の決定を採択することを規定することができる。
3. - 4. (略)

8 英国竞争法関連条文（原文）（抄）

Competition Act 1998

2 Agreements etc. preventing, restricting or distorting competition

(1) Subject to section 3, agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings or concerted practices which—

- (a) may affect trade within the United Kingdom, and
- (b) have as their object or effect the prevention, restriction or distortion of competition within the United Kingdom,

are prohibited unless they are exempt in accordance with the provisions of this Part.

(2) Subsection (1) applies, in particular, to agreements, decisions or practices which—

- (a) directly or indirectly fix purchase or selling prices or any other trading conditions;
- (b) limit or control production, markets, technical development or investment;
- (c) share markets or sources of supply;
- (d) apply dissimilar conditions to equivalent transactions with other trading parties, thereby placing them at a competitive disadvantage;
- (e) make the conclusion of contracts subject to acceptance by the other parties of supplementary obligations which, by their nature or according to commercial usage, have no connection with the subject of such contracts.

(3) Subsection (1) applies only if the agreement, decision or practice is, or is intended to be, implemented in the United Kingdom.

(4) Any agreement or decision which is prohibited by subsection (1) is void.

(5) ... (8) 略

6 Block exemption

(1) If agreements which fall within a particular category of agreement are, in the opinion of the Director, likely to be agreements to which section 9 applies, the Director may recommend that the Secretary of State make an order specifying that category for the purposes of this section.

(2) The Secretary of State may make an order (“a block exemption order”) giving effect to such a recommendation—

- (a) in the form in which the recommendation is made; or
- (b) subject to such modifications as he considers appropriate.

(3) An agreement which falls within a category specified in a block exemption order is exempt from the Chapter I prohibition.

(4) An exemption under this section is referred to in this Part as a block exemption.

(5) A block exemption order may impose conditions or obligations subject to which a block exemption is to have effect.

(6) A block exemption order may provide—

- (a) that breach of a condition imposed by the order has the effect of cancelling the block exemption in respect of an agreement;
 - (b) that if there is a failure to comply with an obligation imposed by the order, the Director may, by notice in writing, cancel the block exemption in respect of the agreement;
 - (c) that if the Director considers that a particular agreement is not one to which section 9 applies, he may cancel the block exemption in respect of that agreement.
- (7) A block exemption order may provide that the order is to cease to have effect at the end of a specified period.
- (8) In this section and section 7 “specified” means specified in a block exemption order.

9 The criteria for individual and block exemptions

This section applies to any agreement which—

- (a) contributes to—
 - (i) improving production or distribution, or
 - (ii) promoting technical or economic progress,
 while allowing consumers a fair share of the resulting benefit; but
- (b) does not—
 - (i) impose on the undertakings concerned restrictions which are not indispensable to the attainment of those objectives; or
 - (ii) afford the undertakings concerned the possibility of eliminating competition in respect of a substantial part of the products in question.

10 Parallel exemptions

- (1) An agreement is exempt from the Chapter I prohibition if it is exempt from the Community prohibition—
 - (a) by virtue of a Regulation,
 - (b) because it has been given exemption by the Commission, or
 - (c) because it has been notified to the Commission under the appropriate opposition or objection procedure and—
 - (i) the time for opposing, or objecting to, the agreement has expired and the Commission has not opposed it; or
 - (ii) the Commission has opposed, or objected to, the agreement but has withdrawn its opposition or objection.
- (2) An agreement is exempt from the Chapter I prohibition if it does not affect trade between Member States but otherwise falls within a category of agreement which is exempt from the Community prohibition by virtue of a Regulation.
- (3) ... (11) 略

9 英国競争法関連条文（和訳）（抄）

1988 年競争法

第 2 条 競争を阻害、制限又は歪曲する協定等

(1) 第 3 条に従い、次に掲げる事業者間の協定、事業者団体の決定又は協調行為は、本章の規定に従い適用免除とされない限り、禁止される。

(a) 英国内における取引に影響を与え得るもの及び

(b) 英国内における競争を阻害、制限又は歪曲する目的又は効果を有するもの

(2) 前項の規定は、取り分け次の協定、決定、〔協調〕行為に適用される。

(a) 直接又は間接に購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件を決定すること

(b) 生産、販売、技術開発又は投資を制限し又は統制すること

(c) 市場又は供給源を割り当てること

(d) 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと

(e) 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること

(3) 第 1 項の規定は、協定、決定又は〔協調〕行為が、英国内において実施又は実施されることを意図されている場合にのみ適用される。

(4) 第 1 項により禁止される協定又は決定は無効である。

(5) … (8) 略

第 6 条 一括適用免除

(1) 局長(Director)の意見において、ある協定が第 9 条が適用される特定の種類の協定となり得る協定に該当する場合、局長は大臣(Secretary of State)に対し、本章の目的のために当該類型を明示した命令を下すことを勧告できる。

(2) 大臣は、以下のような当該勧告に効力を与える命令(「一括適用免除命令(a block exemption order)」)を命じることができる。

(a) 当該命令がなされる形式、又は

(b) 大臣が適切であると考える修正に従ったもの

(3) 一括適用免除命令に示された類型に該当する協定は、第 1 章(Chapter I)の禁止から免除される。

(4) 本条に言う本節の下での免除は、一括免除と称する。

(5) 一括適用免除命令は、一括適用免除が有効となる条件又は義務を付加することができる。

(6) 一括適用免除命令には、次の事項を規定できる。

(a) 当該命令により課された条件に違反した場合には、当該協定に関する一括適用免除を取り消す効果を有すること

(b) 当該命令により課された条件に従わない場合、局長は書面により、当該協定に関する一括適用免除を取り消すことができること

(c) 局長がある協定が 9 条の適用されるものではないと思料するときは、当該協定に関する一括適用

免除を取り消すことができること

(7) 一括適用免除命令は、当該命令は規定された期限終了後に執行することを規定できる。

(8) 本項及び前項における「規定された(specified)」とは、一括適用免除命令に規定されているものをいう。

第9条 個別及び一括適用免除の要件

本条は、次の協定に適用される——すなわち

(a) 次のことに役立ち、

(i) 生産若しくは販売の改善又は

(ii) 技術的若しくは経済的進歩

かつ、消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配を行うものであるが、

(b) 次の一に該当しないこと

(i) 前記の目的達成のために必要不可欠ではない制限を参加事業者に課すこと

(ii) 当該商品及びサービスの実質的部分について、競争を排除する可能性を参加事業者に与えること

第10条 並行適用免除

(1) 協定は、以下の共同体の禁止から適用免除される場合、第1章の禁止から適用免除される。

(a) 規則

(b) 当該協定が欧州委員会により適用免除を付与されている

(c) 当該協定が、適切な反対又は異議手続(opposition or objection procedure)により届けられ、かつ

(i) 当該協定に反対又は異議を唱える時期が経過しており、欧州委員会が当該協定に反対していない場合、又は

(ii) 欧州委員会が、当該協定に反対又は異議を唱えたが、当該反対または異議を取り下げた場合

(2) 協定は、加盟国間通商に影響を与えないものの、〔欧州委員会一括適用免除〕規則により共同体の禁止から適用免除される協定の類型に合致する場合には、第1章の禁止が適用免除される。

(3) … (11) 略

Act on the Protection of Economic Competition

CHAPTER II. Anti-competitive practices

Section 1. Anti-competitive practices

Art. 2. § 1. Without the need for a prior decision to that effect, all agreements between undertakings, all decisions by associations of undertakings and all concerted practices, the aim or consequence of which is to prevent, restrict or distort significantly competition in the Belgian market concerned or in a substantial part of that market are prohibited, and in particular those which consist in:

- 1° directly or indirectly fix purchase or selling prices or any other transaction conditions;
- 2° limit or control production, markets, technical development or investments;
- 3° share markets or sources of supply;
- 4° apply, with regard to business partners, unequal conditions for equivalent services, thus putting them at competitive disadvantage;
- 5° make the conclusion of contracts subject to acceptance, by the other parties, of supplementary services which, by their nature or according to commercial usage, have no connections with the subject of such contracts.

§ 2. Any agreements or decisions prohibited pursuant to this article shall be automatically void.

§ 3. The provisions of § 1 may however be declared inapplicable in the case of :

- 1° any agreement or category of agreements between undertakings,
- 2° any decision or category of decisions of associations of undertakings, and
- 3° any concerted practice or category of concerted practices which contribute to improving production or distribution or to promoting technical or economic progress or which enable small and medium-sized undertakings to assert their competitive position in the market concerned or internationally, while enabling users to benefit from a fair share of the resulting benefits, without however:
 - a) imposing on the undertakings concerned restrictions which are not indispensable to the attainment of these objectives;
 - b) giving the undertaking the possibility to eliminate competition for a substantial part of the affected products

Art. 5. The prohibition under article 2, § 1, does not apply to agreements, decisions of associations of undertakings and concerted practices for which article 81, paragraph 3, of the EC treaty has been declared applicable by a regulation of the Council of the European Communities or a regulation or decision of the European Commission

以下（略）

Section 3. Decisions on restrictive practices

Art. 50. §1. The King may, after consulting the Competition Commission and the general assembly of the Council, declare by decree that article 2, § 1, does not apply to categories of agreements, decisions and concerted practices.

以下（略）

§ 2. The royal decree shall include a definition of the categories of agreements, decisions and concerted practices to

which it applies and shall specify in particular:

1° the restrictions or stipulations which cannot be included in them;

2° the stipulations which must appear in them or the other conditions which must be satisfied.

This royal decree shall be adopted for a limited duration. It may be rescinded or modified when the circumstances have changed with regard to an element which was essential to the decree; in this case, transitional measures for the agreements, decisions and concerted practices referred to in the previous decree shall be established.

1 1 ベルギー競争法関連条文（和訳）（抄）

経済的競争の保護に関する法律

第 II 章 - 反競争的慣行

第 1 節 - 反競争的慣行

第 2 条

1. 事前の決定を経ることなく、ベルギー市場又はベルギー市場の実質的部分の競争を深刻に阻害、制限又は歪曲する目的又は結果を有する、あらゆる事業者間の決定、事業者団体の決定及び協調行為は、禁止される。これらには、取り分け次のものが含まれる。

- (a) 直接又は間接に、購入価格若しくは販売価格又はその他の取引条件を決定すること
- (b) 生産、販売、技術開発又は投資を制限し又は統制すること
- (c) 市場又は供給源を割り当てること
- (d) 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと
- (e) 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること

2. 本条により禁止される協定又は決定は自動的に無効とされる。

3. 第 1 項の規定は、次の場合には不適用が宣言される場合がある。

- (1) 事業者間の協定又は特定の協定であること
- (2) 事業者団体の決定又は特定の決定であること、及び
- (3) 協調行為又は特定の協調行為

であって、生産・販売の改善若しくは技術的・経済的進歩の促進に役立ち、又は中小企業の関連市場における競争上の地位又は国際的な地位を強化するものであり、消費者に対しその結果として生じる利益の公平な分配を行う一方、

- a) 前記の目的達成のために必要不可欠ではない制限を参加事業者に課すこと
- b) 当該商品及びサービスの実質的部分について、競争を排除する可能性を参加事業者に与えること

第 5 条

欧州共同体理事会（EU 理事会）の規則又は欧州委員会の規則若しくは決定により、EC 条約 81 条 3 項〔EU 運営条約 101 条 3 項〕が適用されると宣言された協定、事業者団体の決定及び協調行為に対しては、2 条 1 項の下での禁止は適用されない。

以下（略）

第 3 章 - 競争制限的慣行に対する決定

第 50 条

(1) 国王は、競争委員会(the Competition Commission)と競争評議会総会(the general assembly of the Council)との協議を経て、第 2 条 1 項は、特定の協定、決定及び〔協調〕行為に適用されないと宣言できる。

以下（略）

(2) 勅令には、適用対象となる類型の協定、決定、協調行為の定義が含まれなければならない、また取り分け次の事項を明示しなければならない

1° 盛り込むことが禁止される制限や条項

2° 明示されるべき条項又は満たされるべきその他の条件

本勅令は一定の期間を区切って採択される。当該勅令にとって本質的な要素に関連した状況が変化した場合には撤回又は修正することができる。この場合、先の勅令の対象となる協定、決定、協調行為に対する経過措置が盛り込まれなければならない。